

環境県民局 資 料	N o . 2
--------------	---------

令和5年9月14日
課 名 環境県民局環境政策課
担当者 課長 渡邊
内 線 2910

「令和5年版 環境白書（環境に関する年次報告）」の概要について

1 要旨・目的

本県における環境の状況及び環境保全に関する施策の取組状況等に係る「令和5年版 環境白書（環境に関する年次報告）」を作成した。

この報告書を県議会9月定例会に提出するとともに、県ホームページへの掲載により、広く県民に情報提供し、本県の環境についての理解を深め、環境保全活動の推進に活用する。

2 現状・背景

広島県環境基本条例の規定により、環境の状況及び施策に関する報告を県議会に提出しなければならないとされており、本報告書は毎年作成し、県議会9月定例会に提出している。

3 概要

(1) 報告対象

第5次環境基本計画の施策体系に沿った広島県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の取組状況

(2) 調査期間

令和4年度

(3) 報告結果

別紙「令和5年版環境白書（環境に関する年次報告）」の概要のとおり。

4 その他（関連情報等）

(1) 根拠条文

広島県環境基本条例

第8条 知事は、毎年、県議会に、環境の状況及び知事が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 知事は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを県議会に提出しなければならない。

(2) 県ホームページ

「環境行政情報～環境に関する組織・計画・白書について～」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/b-index.html#hakusho>

令和５年版 環境白書（環境に関する年次報告）の概要

１ 年次報告の構成

本書は２部構成で、第５次環境基本計画（計画期間：令和３年～令和７年度）の施策体系に沿った構成としている。

施策の進捗状況を把握するため、目標に対する指標とその達成率を記載している。

構 成	項 目	内 容
第１部	広島県の環境政策	環境問題の推移、環境政策の方向性
第２部	環境の現状と県の取組	—
第１章	ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進	省エネルギー対策等の推進、再生可能エネルギーの導入促進、カーボンサイクルの推進、気候変動を見据えた適応策の推進
第２章	循環型社会の実現	資源循環サイクルを拡大させた社会づくり、適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり
第３章	地域環境の保全	良好な大気環境の確保、健全な水環境の保全・管理、化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全、プラスチックごみの海洋流出防止対策、地域環境の維持・向上
第４章	自然環境と生物多様性の保全	自然資源の持続可能な利用、生態系の健全な維持管理
第５章	環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」	環境学習・自主的な環境活動等の推進、環境関連産業の振興、環境配慮の仕組みづくり
付 録	第５次環境基本計画における指標及びその進捗状況、環境関連事業費 等	

２ 指標の達成状況

分 野	計	達成 (達成率 90%以上)	未達成 (達成率 90%未満)	その他※
第１章「ネット・ゼロカーボン社会の実現」	20	13	2	5
第２章「循環型社会の実現」	11	11	0	0
第３章「地域環境の保全」	30	29	1	0
第４章「自然環境と生物多様性の保全」	10	6	2	2
第５章「人づくり・仕組みづくり」	8	7	0	1
計	79	66	5	8

※ 「その他」は、進捗状況を途中年度で評価することが難しく、最終年度に評価することとしている指標

- 目標を達成もしくは概ね達成となっている 79 項目中 66 項目については、引き続き、現状の水準を維持・向上できるよう、効果的な施策を実施していく。
- 未達成の 5 項目については、その要因分析をして、目標達成のために必要な見直し等を検討し、順次取り組んでいくこととしている。

3 分野別の概要

(1) ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進（P5～）

○ 県内の二酸化炭素排出状況

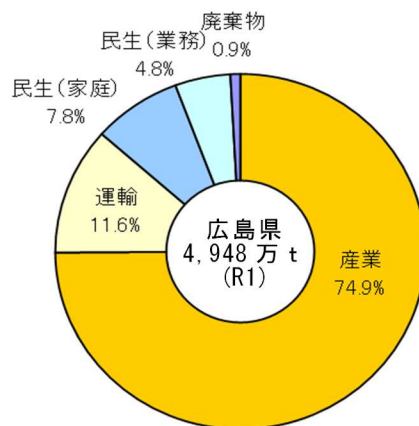
本県の令和元年度の二酸化炭素排出量は、第3次広島県地球温暖化防止地域計画の基準年度である平成25年度に比べて13.7%減少している。部門別の状況を見ると、産業部門からの排出量が3,706万トンで、県全体の74.9%と最も大きな割合を占めている。

目標指標の達成状況については、産業部門・運輸部門・民生（家庭）部門の排出量のいずれも目標を達成している。

2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けては、さらなる削減対策が必要であり、昨年度から体制を強化した「広島県地球環境対策推進会議」において、省エネや再エネの推進とともに、カーボンサイクル等の取組を進め、環境と経済の好循環を図っていく。

二酸化炭素排出量と削減率（令和元年度）

区 分	H25 基準年度 (万 t-CO ₂)	R1 実績 (万 t-CO ₂)	H25 からの 削減率 (%)
広 島 県	5,736	4,948	▲13.7



【主な目標指標の達成状況】

指標項目(内容)	単位	基準年度値	現状値 (R4)	目標値※3 (目標年度(R7))	目安※1	指標達成率※2	進捗状況
二酸化炭素排出量 (産業)	万 t-CO ₂	4,094 (H25)	3,706 (R1)	3,531	3,813	102.8%	概ね達成
				3,100	3,597	97.0%	
二酸化炭素排出量 (運輸)	万 t-CO ₂	613 (H25)	575 (R1)	547	580	100.9%	概ね達成
				518	566	98.4	
二酸化炭素排出量 (民生(家庭))	万 t-CO ₂	579 (H25)	385 (R1)	449	514	125.1%	目標どおり 達成
				344	462	116.7%	
二酸化炭素排出量 (民生(業務))	万 t-CO ₂	405 (H25)	240 (R1)	309	357	132.8%	目標以上 達成
				215	310	122.6%	
太陽光発電設備導入量	千 kW	1,359 (R1)	1,680 (R3)	1,669	1,462	114.9%	目標どおり 達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 指標達成率は、「目安」と「現状値」の比

※3 目標値は、「広島県地球温暖化防止地域計画」に定める目標であり、上段が R5.3 月改定前の目標値、下段が改定後の目標値

(2) 循環型社会の実現 (P31～)

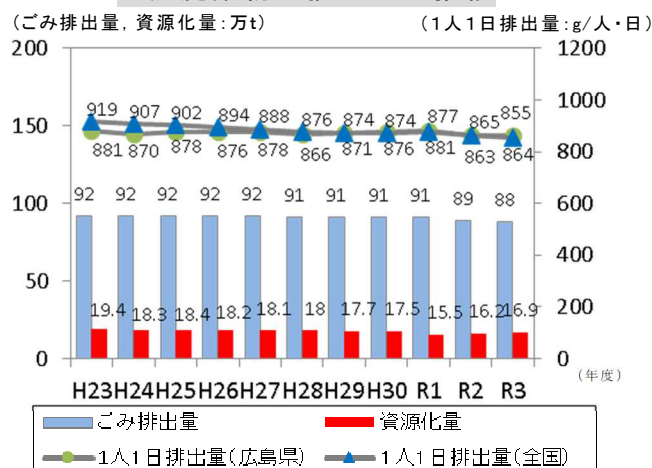
○ 廃棄物の排出状況

本県の令和3年度の一般廃棄物排出量は89.4万t、産業廃棄物排出量は1,317万tであり、ともに目標どおり達成した。

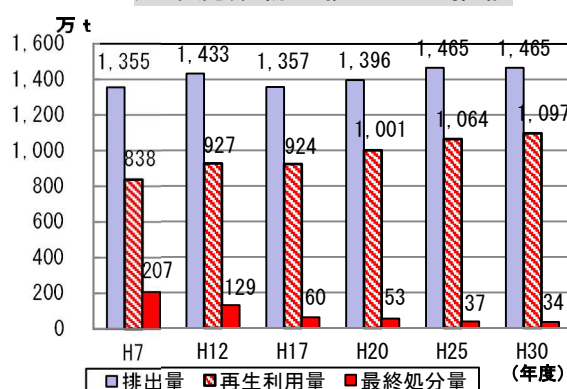
また、産業廃棄物の不法投棄（投棄量10t以上の事案）は、目標の2件以下に対して発生はなく目標を達成した。

引き続き、従来の不法投棄防止のための取組に加え、電子マニフェストの普及促進による廃棄物トレーサビリティの強化、人工衛星の解析技術を活用した監視システムによる監視の高度化等によって不法投棄の未然防止に取り組んでいく。

一般廃棄物の排出量の推移



産業廃棄物の排出量の推移



○ 電子マニフェストの普及

本県では、デジタル技術を活用した資源循環の促進に向けて、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の電子化を進めており、令和4年度普及率は61.2%で令和4年度目標を概ね達成している。

今後は令和7年度目標の普及率80%達成に向けて、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者における普及拡大に取り組み、廃棄物トレーサビリティの強化を推進していく。

【主な目標指標の達成状況】

指標項目(内容)	単位	基準年度値(R1)	現状値(R4)	目標値(R7)	目安	指標達成率	進捗状況
一般廃棄物排出量	万t	92.9(H30)	89.4(R3)	89.1	91.3	102.0%	目標どおり達成
一般廃棄物最終処分率	%	12.7(H30)	10.7(R3)	12.2	12.5	116.8%	目標どおり達成
産業廃棄物排出量	万t	1,465(H30)	1,317(R3)	1,453	1,460	110.9%	目標どおり達成
産業廃棄物の不法投棄件数(投棄量10t以上)	件	2.6(H27～R1平均)	0	2	2.4	100%	目標どおり達成
電子マニフェスト普及率	%	51.5(H30)	61.2	80.0	67.8	90.3%	概ね達成

(3) 地域環境の保全（P52～）

○ 大気汚染物質等の環境基準達成状況

本県では、11市3町に設置した37局の大気測定局における常時監視システムにより、大気汚染状況を常時監視している。令和4年度の測定では、二酸化硫黄や二酸化窒素などの大気汚染物質は、全ての測定局において環境基準に適合するなど、ばい煙を発生する事業場への立入検査等の監視・指導等により、大気汚染物質指標の目標を全て達成しており、良好な大気環境が確保されている状況である。

○ 公共用水域等の環境基準達成状況

本県では、河川 82 水域、海域 14 水域、湖沼 8 水域の公共用水域及び地下水において水質汚染状況を常時監視している。令和4年度の測定では、人の健康の保護に係る有害物質については、全測定地点で環境基準を達成しており、健全な水質環境が維持されている状況である。

一方で、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定されている海域 COD 項目の環境基準達成率について、令和3年度と比較して達成率が上昇したものの、令和4年度目標は未達成となった。要因としては、県西部及び東部海域の水域における陸域（河川、工場、事業場等）や外海からの有機物の流入、内部生産等による COD 濃度上昇が考えられる。

今後は、広島県水質総量削減計画に基づき、工場・事業場等からの排水等について監視・指導を適切に実施するなど、汚濁発生源に係る対策を推進していく。

○ プラスチックごみの海洋流出防止対策

令和4年度に実施した県内海岸漂着物実態調査によると、県内海岸に漂着する約 23t のごみのうち、3 品目（ペットボトル、プラスチックボトル、レジ袋）の占める量は 3.3t であり、令和4年度目標を達成した。

引き続き、2050 年までに新たに瀬戸内海に流出するプラスチックごみの量をゼロにする「～みんなで守ろう、ミライへ、美しく恵み豊かな瀬戸内海を～2050 輝く GREEN SEA 瀬戸内ひろしま宣言」の実現に向け、「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム（略称「GSHIP（ジーシップ）」）」において、参画企業と連携した、ワンウェイプラスチックの削減やプラスチックの資源循環の拡大、高度化に向けたモデル事業の実施及び屋外回収拠点の多様化による流出防止モデル事業の実施など、海洋プラスチックごみ対策に取り組んでいく。

【主な目標指標の達成状況】

指標項目 (環境基準達成率)		単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R4)	目標値 (R7)	目安	指標達成率	進捗状況
大気	二酸化窒素	%	100	100	100	100	100%	目標どおり 達成
	浮遊粒子状物質		100	100	100	100	100%	目標どおり 達成
河川 BOD	92.7		92.7	環境基準の 達成率の向 上を図る	92.7	100%	目標どおり 達成	
海域 COD	42.9		28.6		42.9	66.7%	未達成	
海域全窒素	88.9		88.9		88.9	100%	目標どおり 達成	
海域全りん	100		100	100	100	100%	目標どおり 達成	
地下水	81.6		92.0	環境基準の 達成率の向 上を図る	81.6	112.7%	目標どおり 達成	
ダイオキシン類環境基準達成率（大気・公共用水域・土壌）				100	100	100	100	100%
3品目（ペットボトル、プラス チックボトル、レジ袋）の海岸 漂着物量		t	8.4	3.3	7.9	8.0	158.8%	目標以上 達成

(4) 自然環境と生物多様性の保全（P93～）

○ 自然資源の持続可能な利用

自然公園では、生物多様性の確保など自然環境の保護を図るとともに、県民が自然とふれ合う場として適正な利用を推進している。

自然公園利用者数は、近年のコロナ禍の影響から、利用者の約半数を占める宮島や三段峡など県内の主要観光地における利用者が回復しておらず、昨年度の実績は6,353千人と目標の約7割にとどまっている。

引き続き、自然とふれ合う場として、安全で快適な自然公園や野外レクリエーション施設を運営し、県民の皆様の利用促進や、自然環境保全や野生生物保護への理解を深めていく。

自然公園等の利用者数

（単位：千人）

区 分	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
国 立 公 園	7,732	8,032	7,089	7,367	3,524	3,062	4,286
国 定 公 園	1,039	995	918	870	595	619	649
県 立 自 然 公 園	503	521	357	423	426	408	417
その他野外レクリエーション施設※	1,031	1,062	952	981	677	847	1,003
合 計	10,305	10,610	9,316	9,641	5,222	4,936	6,353

※ その他野外レクリエーション施設：県民の森、もみのき森林公園、県民の浜、中央森林公園、中国自然歩道、県自然歩道

○ 生態系の健全な維持管理

県内に生息する1万6千種を超える野生生物のうち、絶滅のおそれのある希少な野生生物について、生息・生育状況等の現状を把握するとともに、野生生物に関する情報の提供を行うため、レッドリスト（絶滅のおそれの程度に応じて設定したカテゴリーに分類評価したリスト）に選定した種について取りまとめた「レッドデータブック」を令和4年3月に改定した。

引き続き、生物多様性保全の重要性への理解促進と、多様な主体の参画による保全活動を推進する。

絶滅のおそれのある野生生物の種の選定状況（令和3年度）

分類群	県内 種数	カテゴリー別種数					選定 種数
		絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足等	
種子植物・シダ植物	2,928	4	111	153	151	38	457
コケ植物	719	0	37	9	5	3	54
藻類	1,258	0	1	2	13	16	32
地衣植物	382	1	3	5	7	0	16
菌類	700	0	7	9	26	0	42
海藻類	約200	0	3	1	1	5	10
哺乳類	43	2	7	5	8	1	23
鳥類	302	1	6	9	17	14	47
爬虫類	16	0	0	1	4	0	5
両生類	19	0	1	8	4	1	14
魚類	548	2	9	9	21	16	57
昆虫類	8,318	15	43	48	89	36	231
貝類	708	16	40	25	22	27	130
その他無脊椎動物	412	0	4	4	21	14	43
合計	16,553	41	272	288	389	171	1,161

【主な目標指標の達成状況】

指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R4)	目標値 (R7)	目安	指標達成率	進捗状況
自然公園利用者数	千人	9,642	6,353	基準年度値より増加	9,642	65.9%	未達成

(5) 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」(P106～)

○ 環境学習・環境活動の推進

県では、県民の自主的な環境保全活動を促進し参加機会の拡大を図るため、各地で行われている取組に関する情報提供や、地域で緑化活動や美化活動などを行っている団体等の活動支援、環境学習講師の派遣など、環境保全活動の拡大に向けた支援を行っている。

環境学習講師派遣学習会の受講者数については、令和4年度928人と目標値(700人)を上回っており、今後も感染防止対策を徹底した上での学習機会について情報発信する。

○ 環境配慮の仕組みづくり

環境問題に関心の深い企業や団体、行政などが連携して環境にやさしい地域づくりを協働して進めることなどを目的として設立されたひろしま地球環境フォーラム等と連携して、講演会やセミナー等を行った。

目標指標の達成状況については、「ひろしま地球環境フォーラム会員のうち、SDGsと関連付けて事業活動を行っている事業者の割合」「環境経営やSDGsに関するセミナー等受講事業者数」とともに目標を達成した。

環境に配慮した事業活動への要請は年々高まっており、引き続き事業者に対して、環境経営やSDGsについての情報発信を行い、連携して環境に配慮した取組を促進する。

【主な目標指標の達成状況】

指標項目(内容)	単位	基準年度値(R1)	現状値(R4)	目標値(R7)	目安	指標達成率	進捗状況
環境学習講師派遣学習会の受講者数	人	113(R2)	928	700	700	132.6%	目標以上達成
ひろしま地球環境フォーラム会員のうち、SDGsと関連付けて事業活動を行っている事業者の割合	%	29.7	57.8	75	52.4	110.3%	目標どおり達成
環境経営やSDGsに関するセミナー等受講事業者数	者	65(R2)	115	80	71	162.0%	目標以上達成

令和5（2023）年版

環境白書

《環境に関する年次報告》



広島県

環境白書の刊行に当たって

広島県知事 湯 崎 英 彦



私たちが住む広島県は、南に瀬戸内海が多島美、北に雄大な中国山地を有しており、美しく豊かな自然環境に恵まれています。

本県では、この恵み豊かな環境を将来にわたって守り育てるため、「第5次広島県環境基本計画」(計画期間: 令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)を策定し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の仕組みの構築を目指して、取組を進めているところです。

近年、地球温暖化による自然災害リスクの増加や、海洋プラスチックごみによる環境汚染への懸念が高まる中、今年5月に開催されたG7広島サミットにおいては、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの重要性が改めて確認されたほか、プラスチック汚染をゼロにすることについても更に積極的に取り組むこととされました。

本県においても、地球温暖化対策については、本年3月に「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」を改定し、温室効果ガス排出量の削減目標を引き上げ、家庭部門におけるLED照明等の省エネ家電への買い替え促進や、産業部門における省エネ設備の導入促進、カーボンサイクルに係る実証事業の実施等、ネット・ゼロカーボン社会の実現に向け、あらゆる部門において取組を加速することとしております。

また、海洋プラスチックごみ対策については、令和3月6日に設立し、現在、110を超える企業・団体が参画している「GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォーム(GSHIP)」において、代替素材商品の普及促進やリユース等によるプラスチックの使用量削減、屋外回収拠点の多様化による流出防止対策等、県民及び事業者をはじめとする多様な主体と連携・協力しながら、取組を進めているところです。

この白書では、「第5次広島県環境基本計画」の体系に沿って、本県の環境の現状と課題及びこれらに対する取組などを幅広く掲載しています。

本書が、県民や事業者の皆様の環境に関する理解を深め、考え、そして行動につなげるための一助となることを願っております。

令和5(2023)年9月

目 次

第1部 広島県の環境政策

- 1 環境問題の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 環境政策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2部 環境の現状と県の取組

第1章 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

- 第1節 省エネルギー対策等の推進・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 2 その他温室効果ガス削減対策の推進・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 第2節 再生可能エネルギーの導入促進・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 第3節 カーボンサイクルの推進・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - 1 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - 2 森林吸収源対策の推進・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 第4節 気候変動を見据えた適応策の推進・・・・・・・・・・・・・・ 26

第2章 循環型社会の実現

- 第1節 資源循環サイクルを拡大させた社会づくり・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - 1 一般廃棄物の徹底的な資源循環・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - 2 産業廃棄物の徹底的な資源循環・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 第2節 適正かつ効率的・安定的な廃棄物処理を支える社会づくり・・・・・・・・・・・・・・ 41
 - 1 一般廃棄物の適正かつ効率的な処理・・・・・・・・・・・・・・ 43
 - 2 産業廃棄物の適正処理・・・・・・・・・・・・・・ 45
 - 3 廃棄物不法投棄防止対策・・・・・・・・・・・・・・ 47

第3章 地域環境の保全

- 第1節 良好な大気環境の確保・・・・・・・・・・・・・・ 52
 - 1 大気質の保全・・・・・・・・・・・・・・ 52
 - 2 騒音・振動、悪臭の防止・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 第2節 健全な水環境の保全・管理・・・・・・・・・・・・・・ 62
- 第3節 化学物質による健康リスクの低減・土壌環境の保全・・・・・・・・・・・・・・ 73
- 第4節 プラスチックごみの海洋流出防止対策・・・・・・・・・・・・・・ 79
- 第5節 地域環境の維持・向上・・・・・・・・・・・・・・ 84
 - 1 総合的な環境保全対策の推進・・・・・・・・・・・・・・ 84
 - 2 身近な緑地環境等と優れた景観の保全・創造・・・・・・・・・・・・・・ 87

第4章 自然環境と生物多様性の保全

- 第1節 自然資源の持続可能な利用・・・・・・・・・・・・・・ 93
- 第2節 生態系の健全な維持管理・・・・・・・・・・・・・・ 101

第5章 環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」

- 第1節 環境学習・自主的な環境活動等の推進・・・・・・・・・・・・・・ 106
- 第2節 環境関連産業の振興・・・・・・・・・・・・・・ 114
 - 1 環境・エネルギー関連産業の育成・・・・・・・・・・・・・・ 117
- 第3節 環境配慮の仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・ 117
 - 1 事業者等による環境に配慮した取組の推進・・・・・・・・・・・・・・ 117
 - 2 県自らの率先行動・・・・・・・・・・・・・・ 122

- 付1 第5次環境基本計画における指標及びその進捗状況・・・・・・・・・・・・・・ 126
- 付2 環境関連事業費・・・・・・・・・・・・・・ 134
- 付3 県・市町の環境行政組織・・・・・・・・・・・・・・ 135
- 環境用語索引・・・・・・・・・・・・・・ 138

- コラム ●2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・ 25
- コラム ●気候変動への適応の取組・・・・・・・・・・・・・・ 30
- コラム ●産業廃棄物埋立税を活用した施策・・・・・・・・・・・・・・ 40
- コラム ●調べて適切に処分！低濃度 PCB 廃棄物・・・・・・・・・・・・・・ 51
- コラム ●GREEN SEA 瀬戸内ひろしま・プラットフォームについて・・・・・・・・・・・・・・ 83
- コラム ●もみのき森林公園の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・ 100
- コラム ●広島県グリーンボンドの発行について・・・・・・・・・・・・・・ 112

※本書及び「広島県環境データ集」は、広島県環境情報サイト「エコひろしま」に掲載しています。
(アドレス : <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/>)
※表紙絵 : 令和5年度環境と健康のポスター・標語コンクール(環境部門) 広島県知事賞(ポスター)
… P109 に紹介

第 1 部
広島県の環境政策

『循環型社会の推進』

国では、循環型社会の構築に向け、平成12年6月、その基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定され、さらに、個別のリサイクルを進めるため、リサイクル関係各法^{※1}の制定・改正が行われてきました。令和3年6月には、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため「プラスチック資源循環促進法」が制定され、リサイクルを推進する体制が整備されています。

また、「廃棄物処理法」の改正により規制が強化されており、有害物質の対策として、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「PCB廃棄物特別措置法」が制定されています。浄化槽については、単独浄化槽の転換と浄化槽の管理の向上のための「浄化槽法」の改正が行われています。

『地域環境の保全』

マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみが世界的な課題となっており、令和元年6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が、日本の提案により採択されました。また、令和5年5月に開催されたG7広島サミットでは、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の目標の10年前倒しとなる、「2040年までに追加的な汚染をゼロに削減する野心を持って、プラスチック汚染を終わらせること」への合意が、首脳コミュニケの中で示されたところです。

その他、アスベスト対策及び事業者の自主的な公害防止の取組促進のための「大気汚染防止法」等の改正や、「水銀に関する水俣条約」の担保措置として「水銀汚染防止法」の制定及び「大気汚染防止法」の改正、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するための「水質汚濁防止法」の改正、機器廃棄時のフロン類の回収率向上のための「フロン排出抑制法」の改正、瀬戸内海などの閉鎖性海域を対象とした水質総量規制が実施されています。

『自然環境と生物多様性の保全』

生物多様性の保全については、損なわれた生態系や自然環境の回復を目的とした「自然再生推進法」、生物多様性の確保に寄与することが盛り込まれた「自然公園法」や「自然環境保全法」、外来種による生態系等の被害を防ぐための「外来生物法」、生物の多様性を守るための「生物多様性基本法」のほか、鳥獣の保護・管理を進め、生物多様性と生活環境などとの調和を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」などが制定・改正されています。

『環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり』

持続可能な社会を構築するための基盤として、「環境教育等促進法」に基づき、従来の体験学習を中心とした環境教育に加え、幅広い実践の人材づくりへと発展させるための施策が行われています。

2 環境政策の方向性

■ 環境にやさしい広島づくりと次代への継承

今日の環境問題の多くは、私たちの日常の生活や通常の事業活動に起因しています。その背景として、私たちは、科学技術の飛躍的な進歩や経済の発展により、資源やエネルギーを大量に消費しながら、便利で豊かな生活を享受してきました。こうした生活様式や、これを支える社会経済システムが、廃棄物問題、地球温暖化などの様々な環境問題の原因となっていることを理解しなければなりません。

※1 リサイクル関係各法：容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）、食品リサイクル法（食品循環資源の再利用等の促進に関する法律）、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）、小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

※2 マイクロプラスチック：一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類

今、私たちがなすべきことは、私たちの社会を持続可能なものに変えていくことです。地球環境への負荷を減らし、電気、ガスなどのエネルギーの節約やごみの減量化・再資源化に取り組むなど、私たち一人ひとりのライフスタイルや事業活動のあり方を見直して、本県の優れた自然環境や生物多様性を保全し、次代に継承していく必要があります。

環境問題の変化に適切に対応して持続可能な社会づくりを進めるためには、規制的手法に替わる政策手法の導入や、環境配慮の仕組みづくり、環境学習の支援や、環境情報の提供など、多様な政策を組み合わせ、相乗的効果を発揮させることが重要になっています。

また、平成 30 年 7 月豪雨災害に関しては、その対応を振り返り、今後の災害発生時における災害廃棄物処理を迅速かつ適正に実施するための初動マニュアルを作成し、市町や関係団体と連携しながら、災害に備えた取組を推進しています。

さらに、令和２年度には本県の環境政策の基盤となる「第５次環境基本計画」（Ｒ３～Ｒ７ 年度）、「第５次廃棄物処理計画」（Ｒ３～Ｒ７ 年度）及び「第３次地球温暖化防止地域計画」（Ｒ３～Ｒ１２ 年度）を策定、令和４年度には、「第３次地球温暖化防止地域計画」を一部改定（Ｒ５～Ｒ１２ 年度）したほか、地球温暖化対策については「みんなで挑戦 未来につながる ２０５０ ひろしまネット・ゼロカーボン宣言」、海洋プラスチックごみ削減対策については「２０５０ 輝く GREEN SEA 瀬戸内ひろしま宣言」を表明するなど、県民・事業者・行政のすべての主体が協働して、環境基本計画の基本理念である「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」の実現に向けた、様々な取組を行っています。

「第5次環境基本計画」等各計画に基づいて、SDGs の考え方に基づく施策の推進、地球温暖化対策の推進及びプラスチックごみの海洋流出防止対策の3つの新たな視点・ポイントを考慮し、第4次環境基本計画の基本理念を継承しつつ、【ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進】、【循環型社会の実現】、【地域環境の保全】、【自然環境と生物多様性の保全】、【環境負荷の少ない社会を支える人づくり・仕組みづくり】の5つの施策とともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築に取り組むこととしています。

環境行政の変遷

年 代	経済状況	時代のキーワード	GDP 経済成長率	環境問題の 推移	国の環境行政の変遷					広島県の環境行政の変遷	【社会経済システム】
					環境保全	自然との共生	廃棄物・リサイクル	地球環境保全	有害化学物質等		
1965 (S40)	神武景気 岩戸景気 初全総 いざなぎ景気	経済的自立 完全雇用 所得倍増 公害問題	33兆円 15.4%	産業公害		自然公園法 (S32)	化製場法 (S23)			県立自然公園条例 (S34.10公布・S34.11施行)	大量生産・大量消費・大量廃棄型社会
	新全総 日本列島改造 第1次石油ショック	均衡ある日本建設 国民福祉の充実 環境庁発足 国際協調の推進			公害対策基本法 (S42)⇒廃止 (H5) 大気汚染防止法 (S43) 騒音規制法 (S43) 水質汚濁防止法 (S45) 公害罪法 (S45) 公害紛争処理法 (S45) 悪臭防止法 (S46) 公害防止組織整備法 (S46) 公害健康被害補償法 (S48)	公害防止事業費事業者負担法 (S45) 公害財特法 (H46) 自然環境保全法 (S47) 瀬戸内海環境保全臨時措置法 (S48)	廃棄物処理法 (H45) 海洋汚染防止法 (H45)		PCB問題	公害防止条例 (S44制定、S46全部改正)⇒廃止 (H15) 公害紛争処理条例 (S45.10公布・H45.11施行) 自然環境保全条例 (S47.12公布・S48.4施行)	
1975 (S50)	3全総 第2次石油ショック 相次ぐ経済対策	安定成長への移行 国民生活の質的向上	148兆円 9.0%		振動規制法 (S51)	瀬戸内海環境保全特別措置法 (S53) 瀬戸内海環境保全基本計画 (S53)	合特法 (S50)			自然公園施設設置管理条例 (S51.3公布・S51.4施行)	
1985 (S60)	ブラザ合意 4全総 消費税(3%)導入 バブル崩壊 相次ぐ経済対策	多極分散 豊かさ実感 安心できる社会 地球サミット	320兆円 6.3%	都市生活型公害	湖沼水質保全特措法 (S59)			省エネルギー法 (S54)		自然海浜保全条例 (S55.3公布・S55.5施行) 第1次水質総量削減計画 (S55.3) 瀬戸内海環境保全県計画 (S56.7) 化製場法施行条例 (S59.6公布・S59.10施行)	意識・システム改革
					自動車NOX特措法 (H4)	野生生物種保存法 (H4)	資源有効利用促進法 (H3) 有害廃棄物輸出入規制法 (H4)	オゾン層保護法 (S63)		浄化槽保守点検業者登録条例 (S60.7公布・S60.10施行) 環境保全基金条例 (H2.3公布・施行) みどり景観基金条例 (H3.3公布・H3.4施行) ふるさと広島景観保全創造条例 (H3.3公布・施行) 野生生物種保護条例 (H6.3公布・H7.1施行) 環境審議会条例 (H6.7公布・H6.8施行) 環境基本条例 (H7.3公布・施行)	
1995 (H7)		阪神・淡路大震災 携帯電話普及 規制緩和 ナホトカ号重油流出事故 温暖化防止京都会議 環境ホルモン	456兆円 2.7%		第1次環境基本計画 (H6)	環 境 基 本 法 (H5.11公布・施行)			被災建築物のアスベスト問題		
	消費税率5% 5全総 相次ぐ経済対策			地球環境問題		環境影響評価法 (H9)	容器包装リサイクル法 (H7) 家電リサイクル法 (H10)	酸性雨問題 京都議定書採択 (H9) 地球温暖化対策推進法 (H10)	大気汚染防止法改正 (H8) 有害大気汚染物質対策 ダイオキシン類対策 環境ホルモン調査 PRTR法 (H11) ダイオキシン類対策特措法 (H11)	不法投棄パトロール・110番 第1次環境基本計画 (H9.3) 海砂採取禁止 (H10.2) 一般廃棄物広域処理計画 (H10.7) 環境影響評価条例 (H10.10公布・H11.6施行) びんごエコタウン構想 (H12.3) 第1次地球温暖化対策実行計画 (H12.3) 瀬戸内海環境保全・創造プラン (H13.3)	
2000 (H12)		世界人口60億人突破 中央省庁再編	475兆円 2.0%		第2次環境基本計画 (H12)	瀬戸内海環境保全基本計画改定 (H12)	グリーン購入法 (H12) 食品リサイクル法 (H12) 建設リサイクル法 (H12) 循環型社会形成推進基本法 (H12) 自動車リサイクル法 (H14)	フロン回収破壊法 (H13) RPS法 (H14)	PCB廃棄物特別措置法 (H13)	びんごエコタウン実行計画 (H14.3) 瀬戸内海環境保全県計画改定 (H14.7) 産業廃棄物埋立税条例 (H14.7公布・H15.4施行) 産業廃棄物抑制基金条例 (H15.3公布・H15.4施行) 第2次環境基本計画 (H15.3) 第1次廃棄物処理計画 (H15.3) 生活環境保全条例 (H15.10公布・施行) 地球温暖化防止地域計画 (H16.3) RDF発電事業(福山リサイクル発電施設) 操業開始 (H16.4) 第2次地球温暖化対策実行計画 (H17.3) 地域新エネルギービジョン (H17.3) 環境学習推進実施計画 (H17.3) ひろしまの森づくり県民税条例 (H18.12公布・H19.4施行) 第6次水質総量削減計画 (H19.6) 産業廃棄物埋立税条例改正 (H19.10公布・H20.3施行) 第2次廃棄物処理計画 (H19.12) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 (H20.3) 瀬戸内海環境保全県計画改定 (H20.6)	
	物価下落継続 日本郵政公社発足	米国同時多発テロ 就職氷河期			土壤汚染対策法 (H14) 環境保全活動・環境教育推進法 (H15) (H23題名変更)	自然再生推進法 (H14) 鳥獣保護法 (H14、全部改正) 外来生物法 (H16) 景観法 (H16)		京都議定書発効 (H17)	アスベスト問題 大気汚染防止法改正 (H18)		
2005 (H17)		少子高齢化 人口減少 北海道洞爺湖サミット	504兆円 1.9%	資源循環・廃棄物問題	第3次環境基本計画 (H18) 大気汚染防止法改正 (H18)		容器包装リサイクル法改正 (H18) 食品リサイクル法改正 (H19)			環境学習推進実施計画 (H17.3) 第6次水質総量削減計画 (H19.6) 産業廃棄物埋立税条例改正 (H19.10公布・H20.3施行) 第2次廃棄物処理計画 (H19.12) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 (H20.3) 瀬戸内海環境保全県計画改定 (H20.6)	資源エネルギー循環・地球環境重視型社会
	経済危機対策	リーマンショック			土壤汚染対策法改正 (H21)	生物多様性基本法 (H20)		京都議定書第一約束期間 (H20～24) 地球温暖化対策推進法改正 (H20) 低炭素社会づくり行動計画 (H20) 地球温暖化対策の中期目標発表表 (H21)			
2010 (H22)		東日本大震災 福島第1原子力発電所事故	513兆円 3.5%		大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正 (H22) 環境教育促進法 (H23) 水質汚濁防止法改正 (H23) 第4次環境基本計画 (H24) PM2.5社会問題化 水循環基本法 (H26) 持続可能な開発のための2030アジェンダ (H27)	自然公園法・自然環境保全法改正 (H22) 環境影響評価法改正 (H23)	放射性物質汚染対処特措法 (H23) 小型家電リサイクル法 (H24)	地球温暖化対策推進法改正 (H25) フロン排出抑制法改正 (H25)	大気汚染防止法改正 (H25)	自然公園条例・自然環境保全条例改正 (H22.3公布・H22.10施行) 第3次環境基本計画 (H23.3) 第2次地球温暖化防止地域計画 (H23.3) 第3次廃棄物処理計画 (H23.3) 第7次水質総量削減計画 (H24.2) 産業廃棄物埋立税条例改正 (H24.10公布・H25.3施行) 生物多様性広島戦略 (H25.3)	
2015 (H27)	アベノミクス 消費税率8%		529兆円 0.8%	有害化学物質問題	大気汚染防止法改正 (H27) 土壌汚染対策法改正 (H29) 第5次環境基本計画 (H30) 大気汚染防止法改正 (R2) 瀬戸内海環境保全特別措置法改正 (R3) 瀬戸内海環境保全基本計画変更 (R4)	鳥獣保護管理法改正 (H26) 瀬戸内海環境保全特別措置法改正 (H27) 瀬戸内海環境保全基本計画改定 (H27)		バリ協定採択 (H27) 地球温暖化対策推進法改正 (H28)	水銀汚染防止法 (H27) PCB廃棄物特別措置法改正 (H28)	第4次環境基本計画 (H28.3) 第4次廃棄物処理計画 (H28.3) 瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画変更 (H28.10) 第8次水質総量削減計画 (H29.6) 産業廃棄物埋立税条例改正 (H29.10公布・H30.4施行) 広島県災害廃棄物処理計画 (H30.3) 第5次環境基本計画 (R3.3) 第5次廃棄物処理計画 (R3.3)	
	消費税率10%	新型コロナウィルス感染症					第4次循環型社会形成推進基本計画策定 (H30) 浄化槽法の改正 (R2)	気候変動適応法 (H30) フロン排出抑制法改正 (R1)	大気汚染防止法改正 (R2)	第3次地球温暖化防止地域計画 (R3.3) 第9次水質総量削減計画 (R4.10) 第3次地球温暖化防止地域計画 (R3.3)(R5.3一部改定)	
2023 (R5)		【今後の課題等】			PM2.5、オキシダント対策 持続可能な開発のための目標(SDGs)の達成	適切な鳥獣の保護・管理 生物多様性保全 国立公園の活用	循環型社会と低炭素社会の一体的実現 ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	CO2削減 再生可能エネルギーの導入促進 地球温暖化適応策の検討 プラスチックごみの海洋流出防止対策	保管PCBの処理 アスベスト対策		

第2部

環境の現状と県の取組

<注釈>

※ 各指標には、進捗状況を把握するため、目標に対する達成率を記載している。
達成率は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した「目安」と「現状値」の比で記載。

※ 原則として、指標の進捗状況は次の達成率により記載している。

達成率 120%以上	目標以上達成
達成率 100～120%	目標どおり達成
達成率 90～100%	概ね達成
達成率 90%未満	未達成

第1章 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

第1節 省エネルギー対策等の推進

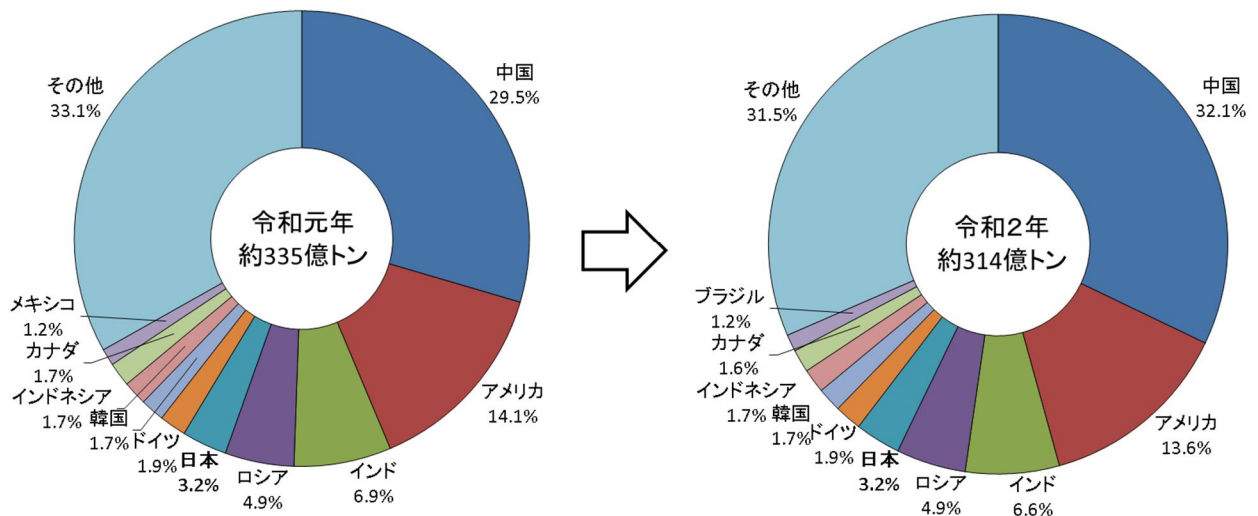
1 二酸化炭素排出量の削減対策の推進

【現状と課題】

(1) 世界の二酸化炭素等排出状況

世界各国における令和2年の二酸化炭素等温室効果ガス¹の排出量は、年間約314億トンで、令和元年と比較して、約21億トン減少しました。日本の排出量は、中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで世界第5位です。

図表 1-1-1 世界各国の温室効果ガス排出量割合（二酸化炭素換算）



出典：エネルギー・経済統計要覧

(2) 我が国及び県内の二酸化炭素排出状況

本県の令和元年度の二酸化炭素排出量は、第3次広島県地球温暖化防止地域計画の基準年度である平成25年度に比べて13.7%減少、平成30年度に比べて5.4%減少しています。

令和元年度の部門別の状況を見ると、産業部門からの排出量は3,706万トンで、県全体の74.9%と、最も大きな割合を占めるとともに、国全体の割合（47.0%）と比較しても、排出割合が高いのが特徴です。

¹ 温室効果ガス：大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書による第二約束期間（2013～2020年）から追加された三フッ化窒素のほか、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

運輸部門からの排出量は575万トンで県全体の11.6%と二番目に大きな割合を占めています。

民生（家庭）部門からの排出量は385万トンで、県全体の7.8%を占めています。民生（家庭）部門の排出量は、世帯数や家電保有数の増加、家電の大型化等により取組が進みにくい側面があるため、家庭における省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入が一層必要となっています。

民生（業務）部門からの排出量は240万トンで、県全体の4.8%を占めています。

図表 1-1-2 二酸化炭素排出量と削減率（令和元年度）

区 分	H25 基準年度		R1 実績 ^{※2,3}		H25 からの削減率		県の削減目標 ^{※4} （目標年度：R7）
	国 （万 t）	県 （万 t）	国 （万 t）	県 （万 t）	国 （%）	県 （%）	
産 業 ^{※1}	61,886	4,094	52,062	3,706	▲ 15.9	▲ 9.5	H25 比 14%削減 H25 比 24%削減
運 輸	22,424	613	20,573	575	▲ 8.3	▲ 6.3	H25 比 11%削減 H25 比 16%削減
民生（家庭）	20,759	579	15,934	385	▲ 23.2	▲ 33.5	H25 比 22%削減 H25 比 41%削減
民生（業務）	23,727	405	19,107	240	▲ 19.5	▲ 40.9	H25 比 24%削減 H25 比 47%削減
廃 棄 物	2,990	45	3,132	43	4.7	▲ 4.8	H25 比 6%の増加に抑制 H25 比 24%削減
合 計	131,787	5,736	110,808	4,948	▲ 15.9	▲ 13.7	H25 比 15%削減 H25 比 27%削減

※1 産業にはエネルギー転換（発電施設等の自家消費）、工業プロセス（セメント生産など）を含む。

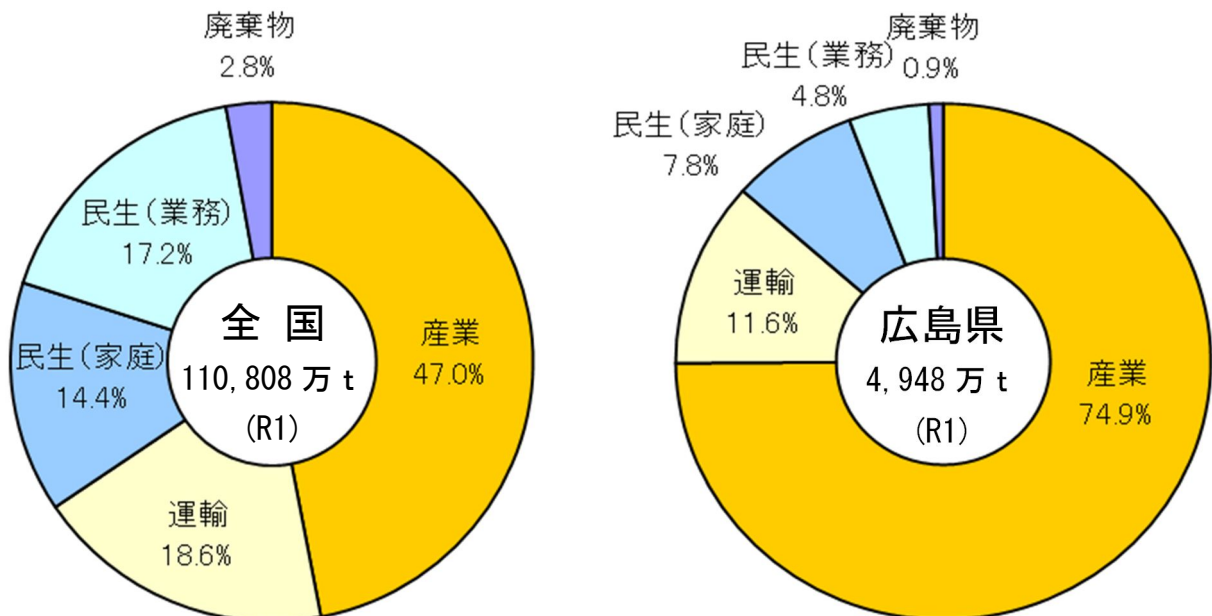
※2 令和元年度の県の二酸化炭素排出量は、中国電力（株）の実排出係数（0.561kg-CO₂/kwh）を用いて算出している。

※3 令和元年度の国の二酸化炭素排出量は、環境省「日本の温室効果ガス排出量」（R4.4月）から引用している。

※4 県の削減目標は、「広島県地球温暖化防止地域計画」に定める目標であり、上段がR5.3月改定前の目標値、下段が改定後の目標値

資料：県環境政策課

図表 1-1-3 全国と広島県の二酸化炭素排出量の部門別割合（令和元年度）



1 総合的・計画的な施策の推進

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R4）	目標値※ ¹ （目標年度）	目安※ ²	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	温室効果ガス排出量（県全体）	万 t-CO ₂	5,903 （H25）	5,155 （R1）	5,039（R7） 4,327（R7）	5,471 5,115	105.8% 99.2%	概ね達成

※1 目標値は、「広島県地球温暖化防止地域計画」に定める目標であり、上段がR5.3月改定前の目標値、下段が改定後の目標値

※2 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

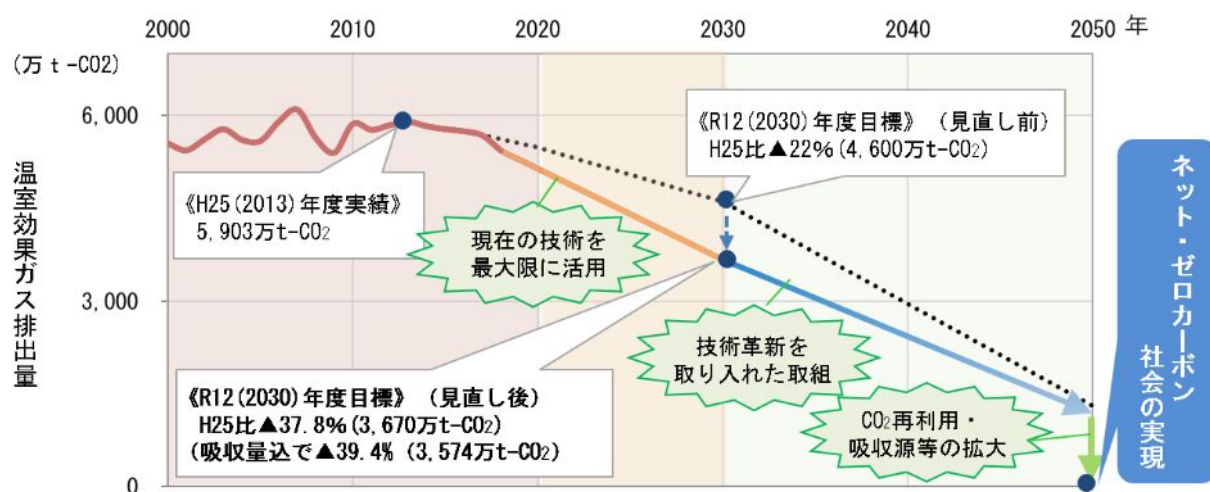
（1）「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策の推進 [環境政策課]

本県の地球温暖化対策に係る計画である「広島県地球温暖化防止地域計画」に基づく施策を推進しています。国が2030年度の温室効果ガス削減目標の引き上げを表明したことに伴い、令和5年3月に本計画を改定し、2030年の温室効果ガスを従来の22%から39.4%以上に、さらに削減する目標としました。

【令和4年度実績】「広島県地球温暖化防止地域計画」の改定。

【令和5年度内容】「広島県地球温暖化防止地域計画」の推進。

図表 1-1-4 ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた目標見直しイメージ



（2）広島県地球環境対策推進会議 [環境政策課]

2050年「ネット・ゼロカーボン社会」の実現に向けて、本県でも温室効果ガス削減目標の見直しや取組みの加速が必要となっています。この課題に県全体で取り組むため、「広島県地球環境対策推進会議」の推進体制を令和4年度に強化しました。

【令和4年度実績】「広島県地球環境対策推進会議」の体制を、知事をトップとする局横断組織として強化。さらに推進会議の下に4つの部会（省エネ部会・再エネ部会・カーボンサイクル部会・県率先垂範部会）を設置。「広島県地球温暖化防止地域計画」及び「広島県地球温暖化対策実行計画」の改定。

【令和5年度内容】「広島県地球温暖化防止地域計画」及び「広島県地球温暖化対策実行計画」の推進や進捗管理等。

2 産業・民生（業務）部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R4)	目標値※ ¹ (目標年度)	目安※ ²	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量 (産業)	万 t-CO ₂	4,094 (H25)	3,706 (R1)	3,531 (R7) 3,100 (R7)	3,813 3,597	102.8% 97.0%	概ね達成
環境政策課	二酸化炭素排出量 (民生（業務）)	万 t-CO ₂	405 (H25)	240 (R1)	309 (R7) 215 (R7)	357 310	132.8% 122.6%	目標以上 達成
環境政策課	電力使用量 (民生（業務）)	TJ	17,076 (H25)	11,147 (R1)	13,611 (R7) 11,779 (R7)	15,344 14,428	127.4% 122.7%	目標以上 達成

※1 目標値は、「広島県地球温暖化防止地域計画」に定める目標であり、上段がR5.3月改定前の目標値、下段が改定後の目標値

※2 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 「温室効果ガス削減計画」策定・公表制度

ア 事業所の温室効果ガス削減に向けた取組促進 [環境政策課]

「生活環境保全条例」に基づき、県内の第1種²及び第2種エネルギー管理指定工場³に対し、温室効果ガス削減計画書と同計画書に基づいて実施した措置の状況（温室効果ガス削減実施状況報告書）の作成・公表及び県への提出を求めることで、事業者の自主的な取組をより一層促進し、事業活動に伴う温室効果ガス等の排出抑制を図っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】県条例の「温室効果ガス削減計画書」策定・公表制度について、計画書の策定状況及び進捗状況を把握・公表し、事業者の自主的な地球温暖化防止に向けた取組を促進。

指標項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
計画書提出事業所数	182	176	202	219	223	222	213
報告書公表数	170	173	191	216	210	216	213

(2) 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業(P17)

(3) 中小企業省エネルギー普及啓発・導入支援事業（令和5年度新規）

ア 制度周知等情報発信 [環境政策課]

【令和5年度内容】省エネ設備改修等を促進するため、業界団体等と連携した総合相談会やセミナーを開催する。

イ 補助金活用支援 [環境政策課]

【令和5年度内容】企業等が行う省エネ設備改修における国補助金等の活用に向けた支援を行うため、相談会を開催する。

ウ 伴走型省エネ支援 [環境政策課]

【令和5年度内容】自力では省エネ設備改修等の対応が困難な企業を伴走型で支援し、優良事例を創出する。

(4) カーボンニュートラルへ向けたものづくり産業支援事業 [イノベーション推進チーム]

【令和5年度内容】専用ポータルサイトによる情報提供やイベントを通じた企業間交流の促進、脱炭素経営に資するコンサルティング支援を実施する。

2 第1種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算 3,000k1 以上の工場・事業場

3 第2種エネルギー管理指定工場：年間使用燃料が原油換算 1,500k1 以上 3,000k1 未満の工場・事業場

(5) 県の事務事業における率先行動の更なる推進

※ 関連事業：県地球温暖化対策実行計画の推進（P123）、太田川流域下水道事業（P123）、工業用水道事業・水道用水供給事業（P123）、芦田川流域下水道事業（P123）

3 運輸部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R4)	目標値※1 (目標年度)	目安 ※2	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量（運輸）	万 t-CO ₂	613 (H25)	575 (R1)	547 (R7) 518 (R7)	580 566	100.9% 98.4%	概ね達成
環境政策課	次世代自動車 ⁴ 導入割合	%	17.8 (H30)	22.5 (R3)	31 (R7)	23.0	97.8%	概ね達成

※1 目標値は、「広島県地球温暖化防止地域計画」に定める目標であり、上段がR5.3月改定前の目標値、下段が改定後の目標値

※2 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 「自動車使用合理化計画」⁵策定・公表制度の運用

ア 「自動車使用合理化計画」策定・公表制度 【環境保全課】

「生活環境保全条例」に基づき、50台以上使用する事業者に対し、自動車使用合理化計画書と同計画に基づいて実施した措置の状況の作成・公表及び県への提出を求め、事業者の主体的取組を促進するとともに、運輸部門における二酸化炭素排出量削減や大気汚染防止を図っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】県条例の「自動車使用合理化計画」策定・公表制度について、計画書の策定状況及び進捗状況を把握するとともに、事業者の大気汚染防止に向けた取組を支援。令和4年度は85事業者が自動車使用合理化計画書及び実施状況報告書を提出し、県ホームページにて公表。

指標項目	H30	R1	R2	R3	R4
自動車使用合理化計画書及び報告書提出事業者数	80	80	81	83	85

イ 駐車時のアイドリング・ストップ 【環境保全課】

【令和4年度実績・令和5年度内容】駐車時のアイドリング・ストップについて、県ホームページにより広報。

ウ 駐車場管理者等の責務 【環境保全課】

【令和4年度実績・令和5年度内容】一定規模以上の駐車場を設置・管理する駐車場管理者等に対して、駐車時でのアイドリング・ストップの駐車場利用者への周知の実施について、県ホームページにより広報。

(2) 低炭素型交通体系の推進

ア 信号機の改良（LED化）⁶ 【交通規制課】

二酸化炭素排出量の低減を図るため、消費電力が少ないLEDを使用した信号灯器を整備しています。

【令和4年度実績】LED灯器を車両用1,224灯、歩行者用398灯整備。

【令和5年度内容】LED灯器を車両用1,620灯、歩行者用1,680灯に整備予定。

4 次世代自動車：「低炭素社会づくり行動計画」（2008年7月閣議決定）において、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等とされている。運輸要覧（中国運輸局）により広島県における保有台数を計上した。

5 自動車使用合理化：自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。

6 LED：発光ダイオード（Light Emitting Diode）、電気を流すと発光する半導体。

<LED 信号灯器整備状況>

(単位：灯)

指標項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
車両用灯器	326	130	231	262	510	589	592	1,224
歩行者用灯器	236	104	191	233	340	317	196	398

イ 自動車交通量削減対策の推進

(ア) 都市交通円滑化の推進 [都市計画課]

広島都市圏の都市交通問題（渋滞、地球温暖化）を解決するため、パーク＆ライド⁷を始めとした交通需要マネジメント⁸施策など都市交通円滑化施策を推進しています。

福山都市圏においては、ノーマイカー運動を主体とした取組に加え、中心部ループバスやレンタサイクル（bikebiz 施策）などの取組を実施しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】パーク＆ライドの利用を促すため、駐車場情報を提供するホームページを運営するとともに、広報誌やイベント等における啓発活動やグッズ等の作成を実施。

ウ 交通流円滑化のための基盤整備の推進

(ア) 環状道路・バイパスの整備 [道路企画課、道路整備課]

自動車交通が適切に分散され、渋滞が緩和・解消されるよう、環状道路やバイパスの整備を推進しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】広島高速道路等（広島都市圏）、その他のバイパス等を整備。

(イ) 街路事業 [都市環境整備課]

道路交通の円滑化を図るため、路上工事の縮減に留意しつつ、道路の新設・拡幅、立体交差化、交差点改良等の道路構造の改善を推進しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】栗柄広谷線外13路線の整備を推進。

(ウ) 交通管制システムの高度化 [交通規制課]

a 信号制御の高度化

自動車交通の円滑化を図るため、交通流や交通量に応じたきめ細かな信号制御を推進しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】交通渋滞・混雑が著しい広島市、福山市、廿日市市及び安芸郡海田町において集中制御機及び車両感知器を更新し、より適正な信号制御を推進。

b 道路交通情報等の充実

交通の分散化を図るため、光ビーコン⁹や交通情報板等の効果的な運用により、ドライバーに対して所要時間情報や渋滞情報、規制情報などの道路交通情報をタイムリーに提供しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】交通の分散による車両の流れの円滑化を図るため、交通情報板、光ビーコン等による渋滞情報、規制情報等の積極的な広報を推進。

エ 公共交通機関の利用促進 [交通対策担当]

(ア) 公共ネットワーク情報提供・移動活発化推進事業

多様な公共交通機関の乗換を総合的かつ高度にシームレス化することにより、公共交通機関の利便性・速達性を向上させて、公共交通機関の利用促進による地域の活性化を図っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】令和4年度は、乗換検索を活用した公共交通利用イベントの実施マニュアルを作成。令和5年度は、交通事業者へマニュアルの普及展開を実施予定。

⁷ パーク＆ライド：都心の外周部や都市周辺部の駐車場に自動車等を止め、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

⁸ 交通需要マネジメント：自動車の効率的利用や、公共交通への利用転換、時間や経路の変更などを進めることにより、交通渋滞の緩和を図り、環境の改善や地域の活性化を目指す取組。

⁹ 光ビーコン：光（目には見えない近赤外線）を用いて車載機との双方向通信を行うもの。車両の存在を感知する車両感知器としての機能も持っている。

(3) 物流の効率化等

ア 港湾物流の効率化 [港湾漁港整備課]

広島港国際コンテナターミナルの直背後に倉庫用地等を確保し、コンテナ貨物の陸上輸送距離を縮減させることにより物流の効率化を図っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】臨海土地造成事業の推進。

(4) 低公害車等の導入拡大

ア 完全自立型 EV シェアリングステーションの実証事業 [環境政策課]

誰もがEVを利用しやすい環境の創出や、移動できるEVのメリットを活かした災害時の電源確保など、ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】令和4年4月から、広島県立広島産業会館（広島市南区）に電力系統から分離・独立したソーラーカーポートを設置するとともに、再生可能エネルギーを使用したEVを、県、民間事業者等により共同利用し、課題等の検証を実施。

イ EV バス導入支援 [交通対策担当]

交通事業者がEVバスを導入する際に必要な費用の一部を補助し、導入したEVバスの運行実績を県内のバス事業者に効果的に情報共有を行うことで、県内の交通のグリーン・トランスフォーメーションを推進します。

【令和5年度内容】EVバス車両、充電設備等の導入設備費用の一部の補助を実施。（令和5年度新規）

(5) エコドライブ¹⁰等の普及

ア 生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進 [環境保全課]

「生活環境保全条例」に基づく「県自動車使用合理化計画」を定め、県公用車の自動車使用合理化や低公害車の導入等を図るとともに、環境に配慮した運転等を推進しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】自動車合理化計画による低公害車の導入促進及び県ホームページによる広報、「県自動車使用合理化計画」の改定（令和4年度）。

イ 燃費向上に資する環境（省エネ）対策支援 [交通対策担当]

交通事業者（バス、旅客船、タクシー）が実施する燃費向上に資する環境（省エネ）対策に必要な費用の一部の補助を実施しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】令和4年度は、エコタイヤ導入、デジタル運行記録の導入及びその解析結果をもとにしたエコドライブ指導、低燃費型船底塗料導入などに対する費用の一部の補助等を実施。令和5年度についても、継続した支援を実施。

(6) 県自らの低公害車の率先導入

ア 環境に配慮した次世代低公害車の導入 [総務課]

老朽化が進んだ公用車を次世代低公害自動車に更新（クリーンディーゼル乗用車11台）することで、環境に配慮した公用車の利用に率先して取り組んでいます。

【令和4年度実績・令和5年度内容】令和3年度にリース期間が満了となる公用車について、クリーンディーゼル乗用車に更新を実施。令和5年度についてもリース期間が満了になる公用車について、クリーンディーゼル乗用車に更新を実施予定。

10 エコドライブ：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐停車時に原動機を停止する（アイドリング・ストップ）、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えめにするなどが挙げられる。

4 民生（家庭）部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R4)	目標値※ ¹ (目標年度)	目安※ ²	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	二酸化炭素排出量 (民生（家庭）)	万 t-CO ₂	579 (H25)	385 (R1)	449 (R7) 344 (R7)	514 462	125.1% 116.7%	目標どお り達成
環境政策課	電力使用量（家庭）	TJ	23,711 (H25)	19,293 (R1)	19,491 (R7) 19,474 (R7)	21,601 21,593	110.7% 110.7%	目標どお り達成

※1 目標値は、「広島県地球温暖化防止地域計画」に定める目標であり、上段が R5.3 月改定前の目標値、下段が改定後の目標値

※2 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

(1) 低炭素型まちづくり、建築物の省エネ性能向上の促進

ア 「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物の普及 [建築課]

二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物を「低炭素建築物」と定義し、市街化区域等内で新築等を行う場合、一定の基準に適合する建築計画について認定制度を設け、認定建築物を普及・啓発することで、都市の低炭素化の促進を図っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】県ホームページ等による広報を実施。令和4年度は、低炭素建築物の認定件数 1,027 件。

イ 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく省エネ建築物の普及 [建築課]

①大規模非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置及び②省エネ基準適合認定建築物の表示制度又は誘導基準に適合した性能向上計画認定建築物の容積率特例の誘導措置を講じることにより、建築物の省エネ性能の向上を図っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】県ホームページ等による広報を実施。令和4年度は、省エネ基準適合義務付け建物に係る届け出件数 574 件、性能向上計画認定建築物の申請件数 253 件。

ウ スマートハウス等の普及・啓発 [環境政策課] (令和5年度新規)

太陽光発電や蓄電池などを有効活用し、空調等のエネルギー効率が高いスマートハウス等省エネ住宅の普及啓発を行います。

【令和5年度内容】スマートハウス等を導入するメリットや国の補助事業に係る情報を整理し、セミナーやイベント等による普及啓発を実施。

(2) 二酸化炭素の排出抑制につながる技術・設備の導入促進

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業 (P17)

(3) 省エネ活動等を通じたコミュニティの再生

※ 関連事業：地域還元型再生可能エネルギー導入事業 (P17)

(4) 地域における温暖化防止の取組の促進

※ 関連事業：県民運動の支援 (P13)

(5) 省エネの実践行動を促すための仕組みづくり・情報発信

ア 県民運動の支援

(ア)「ひろしま環境の日」の普及 [環境政策課]

県民一人ひとりのエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成22年6月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」と決めました。また、その取組として、平成23年6月から、「ひろしま環境の日」の趣旨に賛同し実践行動に取り組む企業・学校・地域活動団体等による「行動宣言」の募集・登録を開始し、その取組内容等について広く県民へ情報発信しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】募集開始からこれまでに、「ひろしま環境の日」行動宣言に1,658団体が登録（令和5年5月末時点）。引き続き、行動宣言の登録を促進するとともに、県民への取組内容等の情報発信を実施。

(イ) マイバッグ運動の推進（環境保全活動支援事業）[環境政策課]

市町・事業者及び消費者団体等の協力を得て、「広島県におけるマイバッグ等の持参とレジ袋削減推進に関する協定書」を締結し、平成21年10月1日から取組を継続しています。なお、法令の改正により全国で令和2年7月からレジ袋の有料化が始まりました。

【令和4年度実績・令和5年度内容】「ひろしま環境の日」と連動してマイバッグ運動の趣旨を啓発。
＜レジ袋削減枚数・辞退率・参加店舗数＞

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4
削減レジ袋(万枚)	17,851	7,366	22,304	18,969	16,462	19,348
辞退率(%)	86.2	85.6	86.4	86.6	85.5	85.1
参加店舗数	329	332	317	332	332	299

※業務提携やレジシステムの変更などにより、一部データを取得できなかった店舗がある。

(ウ) 家庭等における取組支援 [環境政策課]

家庭、学校等における省エネや廃棄物削減への取組を支援しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】地球温暖化防止に係る県民運動として、地球温暖化防止に関するイベント、「環境の日」ひろしま大会などを開催。（新型コロナウイルスの影響により令和3年度・令和4年度は特設WEBサイトを通じて情報を発信）

※ 関連事業：環境学習講師派遣（P107）

(エ) 地域における取組支援（環境保全活動支援事業）[環境政策課]

広島県地球温暖化防止活動推進センター¹¹（脱温暖化センターひろしま）と連携し、温室効果ガスの排出抑制に向けた地域の主体的な取組を支援しています。

広島県地球温暖化防止活動推進センターでは、地球温暖化に関する啓発・広報活動、地球温暖化対策地域協議会の支援、地球温暖化防止活動推進員の養成、家庭におけるエネルギー使用量に関する調査活動などに取り組んでいます。

【令和4年度実績・令和5年度内容】県内の地球温暖化対策地域協議会¹²（15市町22団体）の持続的な運営に向けた支援などを実施。

11 広島県地球温暖化防止活動推進センター：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地域における普及啓発活動の拠点として知事が指定するもので、本県では、平成12年4月1日に（一財）広島県環境保健協会を指定。

12 地球温暖化対策地域協議会：「地球温暖化対策推進法」の規定に基づき、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化防止活動推進センター等が温室効果ガスの削減に向けた措置等について協議を行うために設置。

(オ) 脱・温暖化フェアの開催 [環境政策課]

省エネを中心とした家庭における環境配慮行動を促すため、省エネ工作或省エネ相談など親子で楽しめる体験型環境学習の機会を提供しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】令和4年度は特設 WEB サイトによるオンライン開催、令和5年度は8月29日（火）に広島市中区基町の「シャレオ中央広場」にて開催。

イ CO₂削減／ライトダウンキャンペーンの推進 [環境政策課]

地球温暖化問題を考える機会として、夏至の日から七夕の日までの間、ライトアップ施設や家庭の照明を消すよう広く呼びかけるCO₂削減／ライトダウンキャンペーンを実施するとともに、夏至の日及び七夕の日（クールアース・デー）に、県有施設、市町及びひろしま地球環境フォーラム¹³会員企業・団体へ呼びかけて、ライトアップ施設等の消灯を実施しています。

ウ ひろしまクールシェア¹⁴の推進 [環境政策課]

夏季の節電及び省エネの取組として、家庭のエアコンなどを消して、公共施設や商業施設などの涼しい場所に出かけて過ごす「ひろしまクールシェア」を実施しています。

【令和4年度実績】感染症の感染拡大防止に努めながら、家庭での省エネ行動の実践を促進。

【令和5年度内容】夏季は、参加協力施設を募って実施する従来のクールシェアを再開し、冬季は家庭での省エネ行動の実践を促すウォームシェアを実施する。

＜ひろしまクールシェア参加施設数＞

指標項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
参加公共施設数	196	137	165	209	239	245	267	中止	—	—
参加商業施設数	215	244	354	413	448	444	839	中止	—	—

※令和3年度、令和4年度はクールシェア参加施設を募っていないため、施設数は未掲載。

エ 長期優良住宅¹⁵の普及促進 [住宅課]

広報等により、高い省エネルギー性及び耐久性を有する長期優良住宅の普及を促進するとともに、確実な施工方法等の啓発を行うことにより、住宅の長寿化による資源の有効利用と廃棄物の排出抑制及び地球環境への負荷低減を図っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】令和4年度は、長期優良住宅の認定戸数2,176戸。長期優良住宅建築等計画の認定申請について、県ホームページ等による広報を実施。

13 ひろしま地球環境フォーラム：広島県の県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。

14 クールシェア：エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合う取組。例えば、家庭において複数のエアコン使用をやめ、なるべく1部屋に集まる工夫をしたり、公園や図書館などの公共施設を使用することで涼をシェアするなどの取組がある。

15 長期優良住宅：「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、居住環境への配慮、住戸面積及び維持保全計画の各項目について認定基準を満たし、着工前に所管行政庁の認定を受けた住宅。

オ 家庭における省エネ行動促進事業 [環境政策課]

県民が地球温暖化問題への理解を深め、日常生活における手軽な省エネ行動を実施することで、効果的に家庭からの二酸化炭素排出量が削減されることを目指し、県民が地球温暖化問題に「関心を持つ」ことから、具体的な「行動する」につなげていきます。そのため、家庭での省エネに対してライフスタイルに応じたアドバイスをを行う「うちエコ診断」の受診を促進しています。

「うちエコ診断士（環境省認定資格）」による個別診断のほか、令和3年4月に環境省が運用開始した「うちエコ診断 WEB サービス」の受診を促進しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】「うちエコ診断士」による個別診断及び「うちエコ診断 WEB サービス」の受診促進。

＜「うちエコ診断」受診世帯数＞

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4
「うちエコ診断」受診世帯数	454	1,016	1,643	2,107	2,687	3,333

カ 省エネ機器導入支援事業 [環境政策課]（令和5年度新規）

家庭における消費電力の1～2割を占めている照明器具のLED化を促進する取組みとして、対象店舗でLED照明器具を購入した方に、購入経費に対してポイント等を交付する「ひろしまLED照明器具購入応援」キャンペーンを実施。

【令和5年度内容】8月21日、キャンペーン開始。

5 廃棄物部門対策

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R4）	目標値※1 （目標年度）	目安※2	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	二酸化炭素排出量 （廃棄物）	万 t-CO ₂	45 （H25）	43 （R1）	48（R7） 34（R7）	47 40	108.5% 92.5%	概ね達成

※1 目標値は、上段が元の数値、下段が「広島県地球温暖化防止地域計画」の改定（R5.3月）を踏まえた数値

※2 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）廃棄物処理における熱回収（サーマルリサイクル）¹⁶等の推進

※ 関連事業：福山リサイクル発電事業の推進（P35）

16 サーマルリサイクル：廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用。

2 その他温室効果ガス削減対策の推進

【現状と課題】

(1) フロン類¹⁷対策の推進

オゾン層¹⁸は上空の成層圏にあり、有害な紫外線を吸収して、地球上の生物を守っていますが、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）などのフロン類は、大気中に放出されるとオゾン層まで到達して、オゾン層を破壊してしまいます。そのため、オゾン層を破壊しない代替フロンであるHFC（ハイドロフルオロカーボン）への転換が進められてきましたが、温室効果が大きい物質となっています。

このため、「フロン排出抑制法」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法」の各法律に基づき、フロン類の回収・破壊など、排出抑制の徹底を図る必要があります。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R4）	目標値※1 （目標年度）	目安※2	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課 環境保全課	その他ガス排出量	万 t-CO ₂	167 (H25)	208 (R1)	157 (R7) 117 (R7)	162 142	71.6% 53.5%	未達成

※1 目標値は、「広島県地球温暖化防止地域計画」に定める目標であり、上段がR5.3月改定前の目標値、下段が改定後の目標値

※2 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
その他ガス排出量	エアコンや冷凍冷蔵機器の冷媒について、オゾン層破壊物質であるフロンから代替フロンへの転換が進んだこと、全国的に機器廃棄時等のフロン類回収が十分になされていないことによる。	フロン排出抑制法改正による規制の強化（令和2年4月施行）を踏まえ、機器管理者、充填回収業者、建設業者等に対する監視指導を適切に実施し、フロン類回収の徹底を図る。

【取組状況】

(1) フロン類対策の徹底

ア フロン排出抑制法に基づくフロン類の充填・回収 [環境保全課]

「フロン排出抑制法」に基づき、業務用冷凍空調機器からのフロン類の充填・回収を業として行う者の登録及び立入検査等を実施しています。また、充填・回収に関する基準の遵守徹底及び行程管理制度の導入等について適正な執行を図っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】令和4年度は76者を新規に登録し、年度末での登録業者数は894者。82件の立入検査を実施。

※ 関連事業：家電リサイクル法の推進（P35）、自動車リサイクル法の推進（P37）

17 フロン類：炭化水素にフッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）。CFC（クロロフルオロカーボン）とHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質。HFC（ハイドロフルオロカーボン）は塩素を持たないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスの一つである。なお、フロン排出抑制法では、オゾン層保護法に規定されたCFC及びHCFC並びに地球温暖化対策推進法に規定されたHFCを対象として、規制を行っている。

18 オゾン層：オゾン層は地上10～50kmの大気圏にあり、約20km付近が最大濃度になっている。オゾンは酸素原子3個が結合してできた気体。成層圏内に上昇した酸素分子が上空の紫外線のエネルギーを受けて2個の酸素原子に分かれ単独になった酸素原子と別の酸素分子とが結合しオゾンとなる。

第2節 再生可能エネルギーの導入促進

【現状と課題】

温室効果ガスの削減目標の達成に向け、エネルギー供給面においても削減効果の高い対策を実施する必要があります。

日射量が多いという本県の地域特性及び国等の補助制度、電力固定価格買取（FIT）制度¹⁹等により、太陽光発電の導入が進んでおり、令和3年度末のFIT制度に基づく太陽光発電設備の導入容量は1,680千kWとなっています。

また、本県は豊富な森林資源を有しており、バイオマスを活用した発電・熱利用も進められています。

さらに、本県では、RDF²⁰による廃棄物発電を行う「福山リサイクル発電事業」を推進しており、令和4年度発電量は約61百万kWhとなっています。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R4）	目標値 （目標年度）	目安※1	指標の 達成率	進捗状況
環境政策課	太陽光発電設備導入量	千kW	1,359	1,680 （R3）	1,669 （R7）	1,462	114.9%	目標どおり達成
環境政策課	バイオマス発電設備導入量		128 （H30）	280 （R3）	128 （R7）	128	218.8%	目標以上達成
環境政策課	廃棄物発電設備導入量		68 （H30）	74 （R3）	68 （R7）	68	108.8%	目標どおり達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

【取組状況】

（1）太陽光のエネルギー利用の促進

ア 地域還元型再生可能エネルギー導入事業 [環境政策課]

再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、県と中国電力グループが共同して、メガソーラー発電の事業化に取り組んでいます。

なお、発電事業によって得られる収益は、地域に還元しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】メガソーラー発電所を適切に管理・運営するとともに、売電を継続し、その収益の地域還元事業として、地域における温暖化対策活動や幼稚園・保育園における創エネ・省エネ設備（省エネ型エアコン、太陽光発電システム等）の導入、家庭における省エネ機器の導入、省エネ住宅の普及啓発等を支援。

19 電力固定価格買取制度（FIT：Feed-in Tariff）：平成24年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電力を、国が定める固定価格で、一定期間、電気事業者に調達を義務付ける制度。

20 RDF：Refuse Derived Fuel（ごみ固形燃料）の略。ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉碎して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料。

＜パネル容量、発電実績＞

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4
パネル容量 (Mw)	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4
発電実績 (千 Kwh)	12,440	12,553	12,556	12,690	12,305	12,818

＜創エネ・省エネ設備導入促進補助金＞

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4
補助件数 (件)	6	16	17	14	6	3
補助金額 (千円)	29,480	63,784	77,335	63,733	25,686	13,088

＜温暖化対策活動促進補助金＞

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4
補助件数 (件)	17	25	24	12	27	21
補助金額 (千円)	6,043	8,427	7,098	2,872	4,117	5,167

イ 県有施設太陽光発電導入事業 [環境政策課]

再生可能エネルギーの普及拡大に向けて、既存の県有施設（2施設）の屋根の上へリース方式により太陽光発電設備を設置しています。

【令和4年度実績】リース方式による太陽光発電設備の運営。発電実績：127 千 kWh

【令和5年度内容】リース方式による太陽光発電設備の運営。

ウ 県営住宅整備事業 [住宅課]

高い省エネルギー性能を有する県営住宅を供給することにより、地球温暖化対策に努めています。

建替えを行う県営住宅において、長い耐用年数を見据え、住戸内の断熱性の向上などにより省エネルギー化を推進します。

【令和4年度実績】県営南泉住宅

(2) 木質バイオマスのエネルギー利用の促進

ア 里山²¹ バイオマス利用促進事業 [環境政策課]

市町や住民団体などが一体となって、里山林の手入れによって搬出された木質バイオマスを地域で活用する仕組みづくりに取り組む市町に対して普及啓発を通じた支援を行う。

【令和4年度実績】令和4年度は環境問題、里山の保全活動に関心のある学生に対して、木質バイオマス知識の習得や活動意欲向上を目指す研修として『環境学習』を実施しました。

また、全県的な実践コミュニティづくり（県民同士のコミュニティ形成、強化）を図る『全体交流研修会』を開催しました。

【令和5年度内容】里山の未利用材が燃料として利用されるなど、木質バイオマスの地域内での活用が進むように、『環境学習』、『イベント』、『広報業務』を実施する。

(3) 小水力のエネルギー利用の促進

ア ダム小水力発電推進事業 [農業基盤課・河川課]

ダム管理の合理化をはじめとして、ダムに潜在する水力エネルギーの有効活用を図るため、福富ダム及び三川ダムにおける河川維持流量等のダム放流水を利用したダム管理用水力発電を推進しています。

※ 関連事業：工業用水道事業・水道用水供給事業（P123）

²¹ 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

(4) その他のエネルギーの有効利用

※ 関連事業：福山リサイクル発電事業の推進（P35）、太田川流域下水道事業（P123）、芦田川流域下水道事業（P123）

(5) 再生可能エネルギーの利用（需要側）に着目した取組

ア 再エネ電力の自家使用や再エネ電力契約に係る情報提供 [環境政策課]

【令和4年度実績・令和5年度内容】家庭や事業者に対し、再生可能エネルギー（再エネ）電力について、建物屋根などに太陽光発電設備を設置し、その電力を活用する方法や、電力契約を小売電気事業者が提供する「再エネ電力メニュー」に切り替える方法などについて、ホームページ等を活用して広報。

第3節 カーボンサイクルの推進

1 広島型カーボンサイクル構築に向けた取組の推進

【現状と課題】

化石燃料の利用に伴う二酸化炭素の排出を大幅に低減していくことが求められる中、国が令和元（2019）年6月に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」では、CCS・CCU／カーボンリサイクル²²を推進することとしています。

また、国が令和5（2023）年6月に改訂した「カーボンリサイクルロードマップ」においても、カーボンリサイクルは、再生可能エネルギー、原子力、水素・アンモニアとともに、日本の脱炭素化と産業政策やエネルギー政策を両立するための「鍵」となる重要なオプションの一つと位置付けています。平成21（2009）年10月国連環境計画（UNEP）の報告書では、海洋における炭素固定効果の重要性が指摘（ブルーカーボンと命名）されており、二酸化炭素吸収源対策として、ブルーカーボン生態系を活用する取組が進められつつあります。

本県では、大崎上島町において、高効率石炭火力発電から二酸化炭素を分離、回収する実証試験が進められているほか、カーボンリサイクル技術の早期実用化に向け、関連する各種の研究や技術開発に集中・横断的に取り組む実証研究拠点の整備が行われています。

カーボンリサイクル技術の多くが、いまだ要素技術の研究開発段階にあり、また、全般的に研究開発の難易度が高いことから、実用化まで時間がかかることが見込まれています。カーボンリサイクル技術については、グローバルな課題解決やSDGsの推進につながる可能性があり、環境、資源、エネルギー、農業、建築など様々な分野へ応用していく取組が求められています。陸上や海洋を含む自然界において、カーボン（炭素）を循環させていく仕組みの構築が求められています。

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R4）	目標値 （目標年度）	目安 ※1	指標の 達成率	進捗状況
イノベーション推進チーム	二酸化炭素の回収・再利用に係る研究開発事業の数	件	5 （R2）	12	現状値より増加 （R7）	—	—	—
環境政策課	二酸化炭素の回収・再利用に係る実用化件数の数	件	1 （R2）	2	現状値より増加 （R7）	—	—	—

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

²² カーボンリサイクル：二酸化炭素（CO₂）を炭素資源（カーボン）と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用（リサイクル）すること。

【取組状況】**(1) 広島型カーボンサイクル²³の推進****ア 環境・エネルギー産業集積促進事業〔イノベーション推進チーム〕**

国は大崎上島にカーボンリサイクルに関する実証研究の拠点を整備しており、こうした国の新たな取組と一体となって、企業や研究開発機関などの誘致を推進していくため、令和3年度に産学官で組織する広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進協議会を立ち上げ、協議会での議論を踏まえて、本県の強みを生かしながら、当面の進む方向性を整理した広島県カーボン・サーキュラー・エコノミー推進構想を策定しました。

令和4年度には、県独自のカーボンリサイクル関連技術研究・実証補助金を創設し、共同研究やプロジェクト創出を目的としたマッチング支援を行うなど、本県にカーボンリサイクルの研究に魅力的な環境を作ることにより、企業や研究開発機関などの県内への集積を図る取り組みを始めています。

イ 海洋プラスチック対策〔環境保全課〕

海洋プラスチックごみによる新たな汚染を防止するため、令和3年度に企業等と設立したプラットフォームにおいて、代替素材の普及・促進といったプラスチックの使用量削減に取り組んでおり、石油由来プラスチックからバイオマスプラスチック・生分解性プラスチック等への代替を促進することにより、海洋プラスチックごみ対策とあわせて、カーボンニュートラルを推進していきます。

※ 関連事業：海洋プラスチック対策(P79)

ウ 広島県地球環境対策推進会議

※ 関連事業：カーボンサイクル推進部会(P7)

²³ 広島型カーボンサイクル：二酸化炭素(CO₂)を炭素資源(カーボン)と捉え、広島県の強みを生かしながら、生産活動における再利用や、海洋中で二酸化炭素に分解される海洋生分解性プラスチック等の普及促進などにより、海洋を含む地球上において、炭素を循環させる仕組み。

2 森林吸収源対策の推進

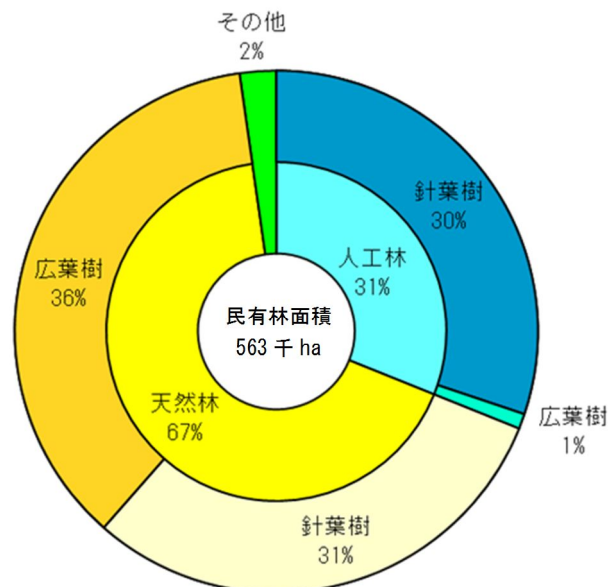
【現状と課題】

本県の森林面積は、県土面積の約7割に当たる612千ha（令和4年10月現在）で、そのうち民有林面積は563千haと、森林面積の92%を占めており、これらの森林の適切な管理を通じた、二酸化炭素吸収源としての貢献が期待されています。

しかしながら、林業事業体による森林の長期的な安定経営が確立されておらず、手入れ不足人工林がいまだに存在しています。

このため、経営力の高い林業経営者による林業経営適地²⁴の持続的な経営管理や、地域住民等による里山林管理、公的管理により、手入れ不足人工林の整備を進める必要があります。

図表 1-3-1 県内民有林の林種別面積



資料：県林業課「林務関係行政資料」（令和4年10月）

【成果指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 （R1）	現状値 （R4）	目標値 （目標年度）	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
林業課	手入れ不足人工林 の間伐面積	ha	617 （R1）	835	1,050 （R7）	834	100.1%	目標どおり 達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

²⁴ 林業経営適地：現場条件がよく、一定規模の面積としてまとまっており、地域関係者により持続的な林業経営を行う場所として特定された森林。

【取組状況】

(1) 森林整備の推進

ア 林業・木材産業等競争力強化対策事業、造林事業（育成林整備事業） [林業課]

間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、林内路網整備・高性能林業機械の導入など、効率的な森林整備に必要な基盤づくりを行っています。

（林業・木材産業等競争力強化対策事業）

【令和4年度実績】間伐（249ha）、林内路網整備（58,349m）

【令和5年度内容】間伐（273ha）、林内路網整備（65,727m）、

高性能林業機械導入（2台）を予定

（造林事業（育成林整備事業））

【令和4年度実績】森林整備面積：1,726ha

【令和5年度内容】森林整備面積：1,365ha

イ ひろしまの森づくり事業 [森林保全課]

県土の保全や水源涵養^{かん}など、森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、「ひろしまの森づくり県民税」を財源として、県民共有の財産である森林を、県民全体で守り育てる事業を推進しています。

【令和4年度実績】人工林対策：長年手入れされず放置されたスギ・ヒノキの間伐（562ha）、住宅分野に県産材を使用する取組みへの助成等。

里山林等の対策：集落周辺の荒廃した里山林の整備（178ha）、森林ボランティア活動の支援、現地体験型学習会の実施、小規模林業経営を行う団体等に対する助成など、地域の創意工夫による様々な取組を支援。

県民意識の醸成：テレビ番組、テレビCM、WEB広告、新聞広告、市町広報誌、ホームページによる情報発信等。

【令和5年度内容】放置され荒廃した人工林の間伐、里山林の整備、住民団体等の森林整備活動支援、森林・林業体験活動への支援などの事業を計画。

ウ 県産材消費拡大支援事業 [林業課]

住宅建築会社等から、各社の建築物標準仕様への県産材採用に基づく、販売ターゲット（梁・桁、柱、土台）の消費提案を受け、消費量に応じて支援を行うことにより県産材の消費拡大を図っています。

<県産材製品消費量>

指標項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県産材製品消費量（m ³ ）	17,315	19,672	19,139	20,601	23,980	25,936	25,081

エ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

県内人工林における伐採収穫後の再造林を促進するため、短期間で成長し、高強度で建築材等への多様な利用が可能な早生樹「コウヨウザン」の造林技術の確立を目指し、試験研究に取り組んでいます（令和4年度～6年度）。

(2) 保安林²⁵等による保護・保全措置の推進

ア 自然保護協力奨励金・立木損失補償事業 [自然環境課]

優れた自然環境を有する森林の保全を図るため、「自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域²⁶等の指定を行うとともに、指定に伴う私権の制限に対する補償等、適正な管理を行っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】令和4年度は自然保護協力奨励金として1,076件、2,759千円、立木損失補償金として257件、14,481千円を交付。令和5年度も同様に予定。

イ 地域森林計画に基づく保安林の指定の促進 [森林保全課]

水源^{かん}涵養、災害防備等の森林の公益機能の維持増進を図るため、地域森林計画に基づき、保安林の量的・質的な配備を積極的に推進するとともに、これらの保安林の適切な管理に努めています。

【令和4年度実績】45件、246haの森林を保安林に指定。5件、0.3haの保安林の指定を解除。

【令和5年度内容】45件を指定見込み。

ウ 治山事業（流域保全総合治山等事業） [森林保全課]

「森林整備保全事業計画」に基づき、機能の低下した森林や水源森林の整備を推進しています。

(3) カーボンオフセット²⁷・クレジットの取得

ア 県営林カーボンオフセット・クレジット取得事業 [森林保全課]

県営林において、カーボンオフセット・クレジットを取得し、CO₂排出権を企業等へ販売することにより、その収益を県営林の森林整備等に活用し、本県における森林吸収源対策を促進しています。

【令和4年度実績】重之尾事業地で取得したカーボンオフセット・クレジット177t-CO₂を販売。

【令和5年度内容】重之尾事業地及び今谷山事業地で取得したカーボンオフセット・クレジットを販売予定。

＜県有林における間伐の実施とカーボンオフセット・クレジットの取得、売却＞

指標項目	H29	H30	R1	R2	R3	R4
取得（t CO ₂ ）	470	—	—	—	325	—
売却（t CO ₂ ）	119	120	125	112	100	177

25 保安林：水源かん養、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公共目的のために、森林法に基づいて、農林水産大臣又は都道府県知事により指定された森林のこと。

26 自然環境保全地域：自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、「自然環境保全法」や都道府県条例により定められた地域。高山性植物の自生地、すぐれた天然林、湿原等の特異な地質・地形などを主たる保全対象とし、これと一体をなす自然環境で保全の必要性の高い地域。

27 カーボンオフセット：日常生活や事業活動において排出されたCO₂について、削減困難な排出量を植林など別の事業による削減・吸収によって埋め合わせ（相殺）する考え方。

2050 年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて

□ 地球温暖化防止地域計画を一部改定

広島県では、2050 年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向け、第 3 次広島県地球温暖化防止地域計画を令和 5 年 3 月に一部改定しました。2030 年までに温室効果ガス排出量を 2013 年度比 39.4%以上削減（改定前 22%削減）するよう目標を見直し、「省エネルギー対策等の推進」「再生可能エネルギーの導入促進」「カーボンサイクルの推進」等の取組を進め、全県的なネット・ゼロカーボンに向けた取組を推進します。



みんなで挑戦 未来につながる

**2050 ひろしま
ネット・ゼロカーボン**

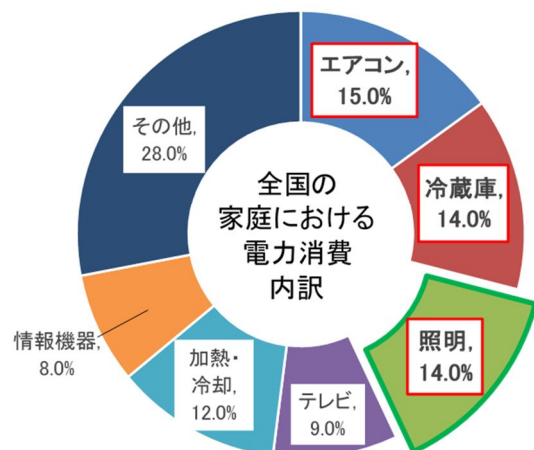
□ 省エネルギー対策等の推進（家庭向け支援について）

「省エネルギー対策等の推進」に取り組むために、今年度、家庭部門において「省エネ機器導入支援事業」「スマートハウス普及促進事業」の 2 つの新規事業を実施します。

「省エネ機器導入支援事業」では、LED 照明機器の購入経費に対する補助や省エネ家電への更新メリットを周知し、家電の省エネ化を推進します。

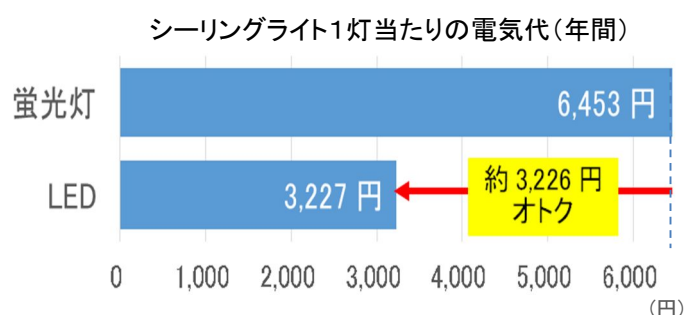
「スマートハウス普及促進事業」では、太陽光発電や蓄電池などを有効活用し、空調等のエネルギー効率が高いスマートハウス等省エネ住宅の普及・啓発を行います。

□ 省エネ機器とスマートハウス導入のメリットとは？



【出典】経済産業省「夏季の省エネ・節電メニュー」

家庭における温室効果ガス排出量は、電力使用によるものが約 8 割です。省エネの費用対効果が高い LED 照明や、エアコン、冷蔵庫等の更新が有効と考えられます。また、住宅については、断熱化などの省エネや太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を進めることで、温室効果ガス排出量の削減が期待されています。



【試算条件】※従来の点灯管式蛍光灯照明器具：68W
※LED 器具（シーリングライト）：34W
※点灯時間：1 日あたり 6.5 時間
※電力料金単価：40 円/kWh（県試算）

□ 最後に！

2050 年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向け、広島県では、様々な取組を行っています。県民の皆様も、家庭における省エネ機器・設備の導入・更新やエアコンの設定温度の見直し、公共交通機関の利用など、自主的な省エネへの取組をよろしくお願いします。

第4節 気候変動を見据えた適応策の推進

【現状と課題】

近年、豪雨や猛暑など、極端な気象が増加する傾向にあり、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに、今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。広島県でも、平成30年7月豪雨災害により、多くの犠牲者をもたらし、生活、社会、経済に多大な被害を与えました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨や猛暑のリスクはさらに高まることが予測されています。

図表 1-4-1 広島県内測定局における平均気温（5年平均）の変化（単位：℃）

平均気温 測定局	1915-1919年	1980-1984年	(増減)	2015-2019年	(増減)
広島	14.8	14.8	0.0	16.8	+2.1
呉	15.2	15.2	0.0	16.8	+1.6
福山	—	14.3	—	15.9	+1.6
東広島	—	12.7	—	14.0	+1.4
三次	—	12.5	—	13.9	+1.4

出典：気象庁 HP 気象統計資料より作成

本県の平均気温は、昭和55（1980）年～昭和59（1984）年と平成27（2015）年～令和元（2019）年の5年平均と比較すると、県内5地点で平均1.6℃上昇しています。

このように、地球温暖化その他の気候の変動（気候変動）に起因して、生活、社会、経済や自然環境へ気候変動影響が生じていること、さらにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、平成30（2018）年6月に気候変動適応法が制定され、気候変動適応を推進し、現在と将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが求められています。

図表 1-4-2 広島県における対策が必要な重要分野・項目

分野	大項目	小項目
農業・林業・水産業	農業	水稻、果樹、病害虫・雑草
自然生態系	分布・個体群の変動	在来種、外来種
自然災害・沿岸域	河川	洪水
自然災害・沿岸域	沿岸	高潮・高波
自然災害・沿岸域	山地	土石流・がけ崩れ等
健康	暑熱	死亡リスク、熱中症
健康	感染症	節足動物媒介感染症
県民生活・都市生活	その他	暑熱による生活への影響等（都市における熱ストレス・睡眠阻害、不快感等）
基盤的施策（全般的な情報収集等）		

「日本における気候変動による影響に関する評価報告書」（平成27（2015）年3月 中央環境審議会 地球環境部会気候変動影響評価等小委員会）において示された、気候変動適応における7つの分野（農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活）とそれぞれの項目における重大性、緊急性、確信度と広島県における現況を踏まえると、優先順位が高い項目については、特に、情報収集等を含めた適応への取組が求められます。

また、これら以外の項目についても、継続的に情報収集し、必要に応じて気候変動適応への取組を見直すことが求められます。

【環境の状態等を測る指標・環境施策の成果を示す指標】

担当課	指標項目（内容）	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R4)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の 達成率	進捗 状況
環境政策課	気候変動適応策の認知度	%	—	16.7 (R4)	現状値 より増加	—	—	—
みんなで減災推進課	避難の準備行動が できている人の割合	%	13.6※2 (R1)	8.4※3 (R4)	50 (R7)	32	26.3%	未達成
河川課	河川氾濫により床上 浸水が想定される家屋数※4	戸	約 18,000 (R2)	約 17,000 (R4)	約 16,700 (R7)	— ※5	— ※5	— ※5
砂防課	土砂災害から保全 される家屋数	戸	約 116,000 (R2)	約 123,000 (R4)	約 129,000 (R7)	— ※5	— ※5	— ※5

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 「令和元年度防災・減災に関する県民意識調査」において、「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動行動計画」で掲げる5つの行動目標を全て実践していると回答した人の割合

※3 ※2に、「マイ・タイムラインの作成」も要件に追加

※4 河川毎に計画規模（年超過確率 1/10～1/100）の洪水を想定

※5 事業効果が発揮されるまでに一定の期間を要すること等から、指標の達成率については目標年度で評価する。なお、各年度の進捗状況については、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」に掲げるKPIにより管理している。

＜未達成の項目の要因と今後の対応方針＞

指標項目（内容）	目標と実績の乖離要因	今後の対応方針
避難の準備行動 ができている人 の割合	指標の構成要素は、「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画に掲げた、5つの個別指標を全て実践していると回答した人の割合を集計しているが、この個別指標のうち、特に「マイ・タイムラインを作成している人の割合」が低かったことに伴って未達成となったもの。	小学校等への出前講座を継続して実施していくとともに、呼びかけ体制構築と一体的にマイ・タイムライン作成を進める地域防災タイムラインや、LINEを活用するなど、マイ・タイムラインの作成促進を図る。

【取組状況】

(1) 気候変動適応に係る情報の収集及び発信

効率的な気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行うため、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターとして、「ひろしま気候変動適応センター」を令和3年4月1日に、広島県立総合技術研究所保健環境センター内に設置しました。

(2) 地球温暖化への適応策の検討

ア 地球温暖化防止計画の推進 [環境政策課]

【令和4年度実績・令和5年度内容】

項 目	令和4年度実績	令和5年度内容
気候変動適応に係る情報の収集及び発信	「ひろしま気候変動適応センター」において、気候変動適応セミナー(76名参加)、県内研究機関等の意見交換会(2回)を開催するなど、適応策を推進した。また、令和4年度から新たに気候変動に係る広報誌の作成・発行をし、情報発信を行った。	「ひろしま気候変動適応センター」において、気候変動適応セミナー、地域気候変動に関する意見交換会の開催及び情報の収集、発信を行う。

イ 総合技術研究所における研究 [研究開発課]

【令和4年度実績・令和5年度内容】

項 目	令和4年度実績	令和5年度内容
高温登熟障害に強い多収穫酒造好適米の開発	生産力、軟質性、高温登熟耐性、精米特性の評価及び実用規模を含めた醸造適性試験結果から、「広系酒 45 号」を選抜し、品種登録出願した。	「広系酒 45 号」の安定的な多収、品質を得るための最適な施肥目安を策定し、栽培農家への普及を進める。

(3) 重要な分野・項目に係る適応策の推進

ア 農業分野

収穫量推移や技術相談内容をモニタリングし、必要に応じて、新品種の検討などを行います。

また、水稻のうち、うるち米については、高温耐性品種「恋の予感」、「あきさかり」を、酒造好適米では、総合技術研究所で育成した高温耐性で、かつ多収性の新品種「広系酒 45 号」をそれぞれ県奨励品種に位置付けて普及に取り組みます。

果樹については、気象変動が大きくなる中で、低温に弱いレモンが年によって強い寒波に襲われ、果実や樹体が深刻な被害を受けることから、低温遭遇による被害回避を目的として、気象観測による栽培適地のマップ作成に取り組むとともに、病害虫対策については、発生状況のモニタリングに基づいて適時に防除指導を実施します。

イ 自然生態系分野

イノシシやニホンジカなど、野生生物のモニタリングを継続し、外来生物²⁸等の侵入・定着の防止や防除の促進を実施しています。

ウ 自然災害・沿岸域分野

災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政などが一体となった「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動」に取り組んでいます。また、洪水氾濫を未然に防ぐため、河道拡幅等のハード対策や堆積土砂等の除去を実施するとともに、住民の適切な避難行動につながるよう、水害リスクの正しい理解を深める取組や、よりきめ細やかな防災情報の提供等、ソフト対策の充実・強化を図るとともに、国などと連携して気候変動適応に係る情報を収集し、将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味した対策を検討しています。

さらに、土石流・がけ崩れ等の土砂災害に備え、ハード対策を着実に進めるとともに、気象変動による豪雨の頻発化・激甚化により、ハード整備の施設能力を超えた災害が起きることも想定されることから、災害リスクに対し適切な避難行動につなげるためのソフト対策を実施しています。

エ 健康分野

熱中症の予防や対策について、リーフレットの配布等による普及啓発を実施するとともに、デング熱について、SNS等の活用による普及啓発実施しています。

オ 県民生活・都市生活分野

都市における熱ストレス、睡眠障害、不快感等について、広く周知、理解を図るとともに、クールビズ、クールシェアなどの運動などを推進しています。

²⁸ 外来生物：国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を超えて生息又は生育することとなる生物。

気候変動への適応の取組

近年、豪雨や猛暑など極端な気象が増加する傾向にあり、地球温暖化などによる気候の変化（気候変動）及びその影響が全国各地で現れています。広島県でも、平成 30 年7月豪雨災害により多くの方が犠牲になり、生活、社会、経済にも多大な被害が発生しました。

□ ひろしま気候変動適応センターを設置して取組を推進

気候変動に起因して様々な分野への影響が既に生じていること、さらにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、平成 30 年6月に気候変動適応法が制定されました。この法律では、気候変動適応を推進し、現在と将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが求められています。

広島県では、令和3年4月に、広島県立総合技術研究所保健環境センター内に「ひろしま気候変動適応センター」を設置しました。気候変動影響や気候変動適応を主とした情報収集、整理、分析を行い、県内の皆様が気候変動の適応を進めるためのサポートを行っています。

ホームページを開設していますので、是非ご覧ください。

ひろしま気候変動適応センター

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/tekiou/>)



□ 気候変動対策としての「緩和」と「適応」

私たちができる気候変動への対策としては、「緩和」と「適応」があります。「緩和」は、二酸化炭素など温室効果ガスの排出を削減し、気候変動の原因を減らすことです。しかし、「緩和」を最大限実施しても気候変動の影響は避けられないとされています。

そのため、気候変動による悪影響を軽減し、より良い生活ができるようにしていく「適応」が重要です。皆様お一人お一人ができる「適応」の取組はたくさんあります。

あなたもできることから始めませんか。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

第2章 循環型社会の実現

第1節 資源循環サイクルを拡大させた社会づくり

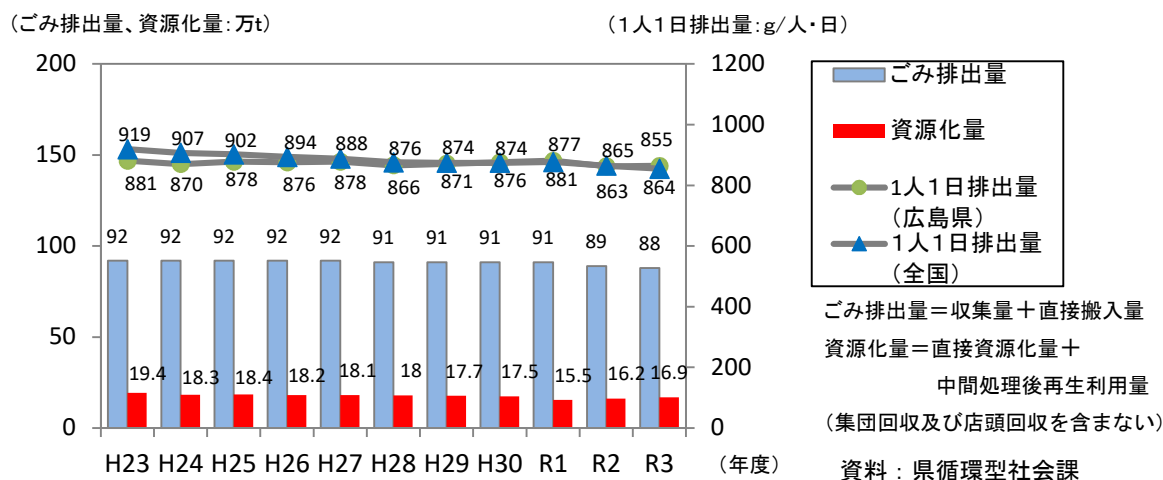
【現状と課題】

(1) 排出の状況

一般廃棄物は、市町が定める処理計画に基づき処理が行われています。県内全体及び1人1日当たりの排出量は、平成13年度以降継続的に減少していましたが、単身世帯の増加やライフスタイルの変化などにより、近年は横ばいとなっています。

また、事業者の責任で処理することになっている産業廃棄物の排出量は、概ね年間1,400万トン前後で推移しています。

図表 2-1-1 一般廃棄物排出量及び1人1日排出量



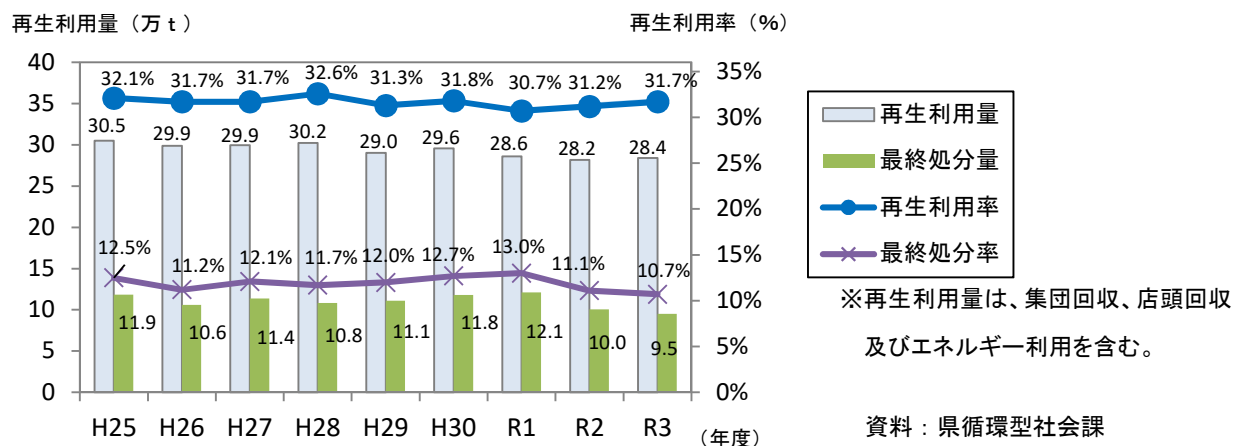
(2) 再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の状況

一般廃棄物は、市町での分別回収に加え、事業者による店頭回収や廃棄物処理施設でのエネルギー利用が進んでいますが、福山リサイクル発電事業の縮小に伴う燃料化処理施設の廃止などにより再生利用率は横ばい傾向になっています。産業廃棄物は、着実な取組により再生利用率が増加傾向にあります。

一方で、廃棄物の多様化が進み、処理困難なものも増えています。

こうした状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を推進するとともに、実用的なリサイクル技術の開発、リサイクル製品の販路拡大などによる再生利用（リサイクル）の取組を更に強化する必要があります。

図表 2-1-2 一般廃棄物（ごみ）資源化量等の推移

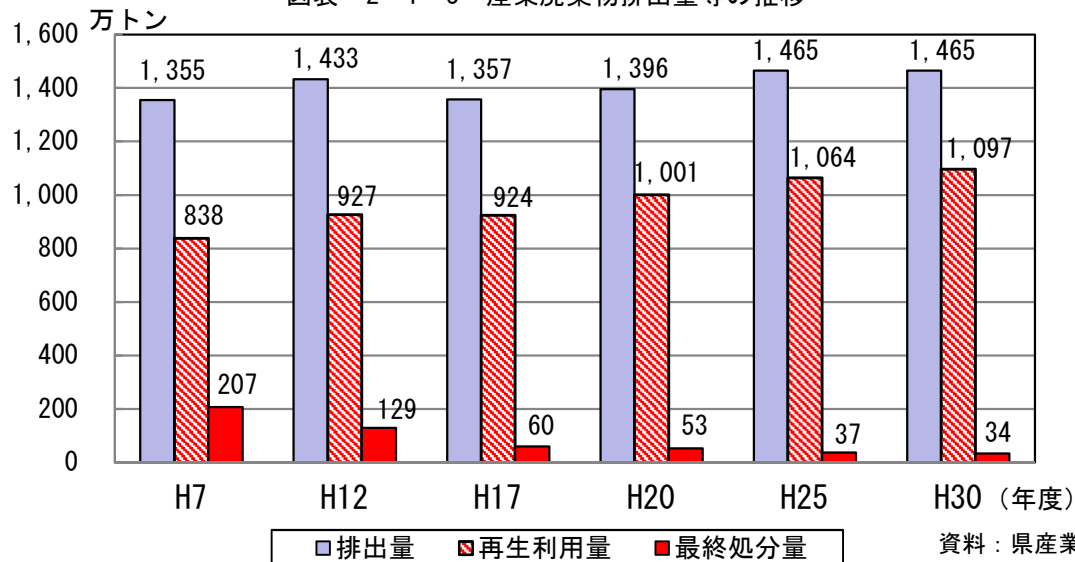


<店頭回収量>

指標項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
店頭回収量 (t)	381	414	443	447	497	561	646	741

資料：県循環型社会課

図表 2-1-3 産業廃棄物排出量等の推移



【成果指標】

担当課	指標項目 (内容)	単位	基準年度値 (R1)	現状値 (R4)	目標値 (目標年度)	目安 ※1	指標の達成率	進捗状況
循環型社会課	一般廃棄物排出量※2	万 t	92.9 (H30)	89.4 (R3)	89.1 (R7)	91.3	102.0%	目標どおり達成
循環型社会課	一般廃棄物再生利用率※2	%	31.8 (H30)	31.7 (R3)	32.5 (R7)	32.1	98.8%	概ね達成
循環型社会課	一般廃棄物最終処分率	%	12.7 (H30)	10.7 (R3)	12.2 (R7)	12.5	116.8%	目標どおり達成
産業廃棄物対策課	産業廃棄物排出量	万 t	1,465 (H30)	1,317 (R3)	1,453 (R7)	1,460	110.9%	目標どおり達成
産業廃棄物対策課	産業廃棄物再生利用率	%	74.9 (H30)	72.7 (R3)	75.5 (R7)	75.2	96.7%	概ね達成
産業廃棄物対策課	産業廃棄物最終処分率		2.3 (H30)	2.2 (R3)	1.9 (R7)	2.1	95.5%	概ね達成
産業廃棄物対策課	がれき類の再生利用率		90.2 (H30)	92.3 (R3)	94.2 (R7)	91.9	100.4%	目標どおり達成
産業廃棄物対策課	廃プラスチック類の再生利用率		64.3 (H30)	68.3 (R3)	76.4 (R7)	69.5	98.3%	概ね達成

※1 目安は、目標値を現状で達成すべき水準に按分した数値

※2 集団回収及び店頭回収を含む。一般廃棄物再生利用率は、エネルギー利用を含む。

1 一般廃棄物の徹底的な資源循環

【取組状況】

(1) 総合的・計画的な取組の推進

ア 廃棄物処理計画策定事業 [循環型社会課]

循環型社会と低炭素社会の一体的実現に向け、本県の廃棄物対策の基本となる計画である「第5次広島県廃棄物処理計画」に基づく施策を推進しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】「第5次廃棄物処理計画」の推進。

(2) 排出抑制及び減量化

ア 廃棄物抑制啓発広報事業（環境保全活動支援事業） [環境政策課]

ひろしま地球環境フォーラムと連携し、県民へ温暖化防止や廃棄物の抑制など環境配慮の取組を促す啓発広報を行っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】県民に対して、廃棄物の抑制や温暖化防止・環境配慮の情報を、テレビ等を通じて紹介し、廃棄物の抑制や温暖化防止・環境配慮の取組を促す啓発広報を実施。

※ 関連事業：マイバッグ運動の推進（P13）、容器包装リサイクル法の推進（P34）、環境月間行事の実施（P108）

(3) 一般廃棄物のリサイクルの推進

ア 廃棄物再生事業者登録 [循環型社会課]

廃棄物の減量化・再生利用を推進するため、廃棄物の再生事業について、一定の基準を満たす事業者を登録し、優良事業者の育成を図っています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】令和4年度末時点で、89事業者を登録。

指標項目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
登録事業者数	94	91	91	90	90	89	89

イ 廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等助成事業 [循環型社会課]

循環型社会の実現に向け、効果が大きいと認められる廃棄物の排出抑制やリサイクル関係施設の整備、リサイクル技術の研究開発に要する費用の一部を助成しています。

【令和4年度実績・令和5年度内容】令和4年度は2事業 296,415千円（交付決定額）を支援。令和5年度は、集中的に削減に取り組む産業廃棄物（廃プラスチック類、がれき類、鉋さい）の処理施設に係る補助率及び補助上限を優遇。